男女共同参画 KOTO プラン－改定版－
（第６次江東区男女共同参画行動計画）

平成 28 年３月

江　東　区

はじめに

江東区は、男女にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、平成１６年３月に「江東区男女共同参画条例」を制定しました。平成２３年３月には、「江東区男女共同参画ＫＯＴＯプラン」（第５次行動計画）を策定し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、国は、平成２６年４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）の改正を行い、同年６月に「男女雇用機会均等法」の改正を行って、これらの法制に係る社会状況のあり方に即した改革を進めています。また、平成２７年９月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を公布施行し、１２月には、この新たな法と一体となった「第４次男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関わる施策を急テンポで進めています。

このたび策定いたしました「男女共同参画ＫＯＴＯプラン―改定版―」（第６次行動計画）は、このような新たな法制度の動向や社会情勢と本区の現状を踏まえた計画として、今後５年間、推進施策を着実に進めていく基盤となるものです。このため、性的少数者（性的マイノリティ）に関する意識啓発や更なるワーク・ライフ・バランスの推進など今日的な課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく区の女性活躍推進計画とＤＶ防止法に基づく区の配偶者暴力対策基本計画を取り込んだ計画として策定しています。

この行動計画の推進にあたっては、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体、関係機関が連携し、協働で取り組んでいくことが何よりも重要であり、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

最後になりましたが、計画の策定に向けて、熱心にご審議いただき、答申をまとめていただきました男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、計画素案に関するパブリックコメントにおいて、貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成２８年３月

江東区長

山崎孝明

目 次

第１章　計画の策定にあたって ･････････････････････････････ 1

１　計画策定の趣旨 ……………………………………………… 3

２　計画策定の背景 ……………………………………………… 3

３　計画の性格 …………………………………………………… 7

４　計画の期間 …………………………………………………… 8

５　計画の基本理念 ……………………………………………… 8

６　計画の目標 …………………………………………………… 9

７　計画の体系 …………………………………………………… 10

第２章　江東区の現状 ･････････････････････････････････ 13

１　男女共同参画を取り巻く江東区の現状と課題 ………………… 15

２　数値目標の評価 ……………………………………………… 23

第３章　計画の内容 ･････････････････････････････････ 25

目標Ⅰ　男女平等意識の向上を図ります ………………………… 27

課題１　男女平等の意識づくり ………………………………… 27

課題２　男女平等教育の推進 …………………………………… 31

課題３　生涯を通じた心とからだの健康支援 ………………… 35

目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援を推進します ……… 38

課題４　働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進 ……… 38

課題５　仕事と育児・介護の両立支援 ………………………… 48

目標Ⅲ　様々な活動・分野での男女共同参画を推進します..... 54
課題６　地域における男女共同参画の推進..... 54
課題７　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進..... 58

目標Ⅳ　人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します..... 60
課題８　ＤＶの防止と被害者の支援 60
課題９　性暴力、セクシュアル・ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援..... 68

目標Ⅴ　行動計画を積極的に推進します 72
課題 10　推進体制の充実 72

事業一覧 79

資料編 95
１　計画策定までの流れ 97
２　江東区男女共同参画審議会運営要領 99
３　江東区男女共同参画審議会委員名簿（第６期）..... 100
４　男女共同参画のあゆみ 101
５　江東区男女共同参画条例 105
６　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約..... 108
７　男女共同参画社会基本法 114
８　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）..... 118
９　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律..... 122
10　次世代育成支援対策推進法 131
11　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... 139
12　用語解説 146

第1章　計画の策定にあたって

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

本区では、男女共同参画社会（※）の実現を重要施策の一つと位置づけ、平成 16（2004）年３月に「江東区男女共同参画条例」を制定し、平成 23 年３月には第５次男女共同参画行動計画として「江東区男女共同参画 KOTO プラン」（平成 23～27 年度）を策定し、男女共同参画推進に取り組んでまいりました。

平成 27 年度で第５次行動計画の計画期間が満了となることから、計画の実績や意識調査、区長期計画の展望や男女共同参画審議会における審議等に基づき、本区における諸課題に的確に対応し、関係する新しい法制度や社会状況の変化に沿った施策を総合的、計画的に推進するため、第６次行動計画として策定するものです。

2　計画策定の背景

（１）世界の動き

①　男女平等（※）の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱して昭和 50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51（1976）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組みが行われてきました。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しました。

平成 7（1995）年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12（2000）年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

※は用語解説（P146,147）参照

（２） 国の動き

① 男女共同参画行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組みを受け、国は、昭和 52（1977）年に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62（1985）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成８年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17（2005）年に「第２次男女共同参画基本計画」、平成 22（2010）年 12 月には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画推進に向けた取組みを進めてきました。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりを 21 世紀の最重要課題と位置づけました。

③ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス(※)”の取組み

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するための取り組みに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進があります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 15（2003）年に次世代育成支援推進法を制定。平成 19（2007）年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 22（2010）年には、それを改定しています。

④ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行

平成 27（2015）年には、女性が職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法を制定。平成 27（2015）年 12 月に策定された「第４次男女共同参画基本計画」では、推進法の基本方針を反映した「あらゆる分野における女性の活躍」など４つの政策領域を体系化し、あらゆる分野における女性の活躍と男女共同参画を推進していくこととしています。

※は用語解説（P148）参照

⑤　女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が公布施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年に改正、平成 25（2013）年に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や、配偶者暴力相談支援センター（※）機能の整備及び基本計画の策定が区市町村の努力義務として盛り込まれたこと、さらに生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされたことなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

（３）東京都の動き

①　国際社会の動きを受けた男女平等推進の拠点施設の整備

東京都では、昭和 54（1979）年に東京都婦人情報センターを開設しました。平成 4（1992）年に東京都婦人情報センターを「東京都女性情報センター」に改称し、平成 7（1995）年には豊かで平和な男女平等社会の推進に向けて、都民と行政が協力して女性問題解決に取り組む具体的、実践的な活動の拠点として、東京ウィメンズプラザを開館しました。

②　行動計画の策定と男女平等参画条例の制定

昭和 53（1978）年には最初の行動計画「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定。その後、平成 12（2000）年の「東京都男女平等参画基本条例」制定後、平成１４年に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定。現在は、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス＆サポート東京プラン 2012」に基づき、“働く場における男女平等参画の促進”、“仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現”、“特別な配慮を必要とする男女への支援”、“配偶者からの暴力の防止”の４つを重点課題として、推進施策に取り組んでいます。

※は用語解説（P147）参照

③　配偶者からの暴力に対する取組み

配偶者からの暴力については、平成 18（2006）年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成 21（2009）年、平成 24（2012）年に改定を行い、「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」を中心的な視点として、計画を推進しています。

また、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談、一時保護、自立生活の支援を行っています。

（４）江東区の動き

①　国際社会の動きに対応して始まった、男女共同参画の取組み

本区では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機として、昭和 58（1983）年に「婦人問題担当主査」、「江東区婦人関係行政推進会議」、「江東区婦人問題懇談会」を設置し、男女平等の実現に向けた取組みがスタートしました。

平成３（1991）年に「江東区女性センター」を開設するとともに、平成４（1992）年には「江東区女性行動計画」を策定しました。平成９（1997）年には「江東区男女共同参画プラン」、21 世紀を迎えた平成 14（2002）年には「江東区男女共同参画プラン 21」を策定し、概ね５年ごとに改定を重ねています。

平成 16（2004）年には、「江東区男女共同参画条例」を策定し、女性センターを「江東区男女共同参画推進センター」と改称のうえ、男女共同参画推進の拠点として位置づけるとともに、区長の附属機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

②　区の基本施策として位置づけられている男女共同参画

本区の基本構想や長期計画では、基本施策として「男女共同参画社会の実現」を位置づけています。

基本構想では、「性別による男女の固定的な役割分担意識（※）の解消」、「男女が社会のあらゆる分野についてともに活動に参画できる機会の確保」を掲げています。また、長期計画では、「性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会の実現」を施策が目指す区の姿とし、“男女平等意識の向上”、“性別によらないあらゆる

※は用語解説（P146）参照

活動への参加拡大”、“仕事と生活の調和の推進”、“異性に対するあらゆる暴力の根絶”、の４本柱を掲げています。

③　配偶者からの暴力に対する取組み

男女共同参画推進センターが中心となり、講座の実施や広報媒体を通じた配偶者からの暴力防止の啓発・普及に努めています。

また、被害者の支援については、男女共同参画推進センターで実施している「女性のなやみとDV（※）相談」、「女性のための法律相談」、保護第一課・第二課が実施している婦人相談・母子父子相談などを窓口として、区の福祉施策等の資源も活用しながら取り組んでいます。平成 13（2001）年には、「女性に対する暴力問題連絡会議」を立ち上げ、被害者が安心して安全に生活できるよう、区の関係各課、警察署等関係機関との連携・調整を図っています。また、平成 25 年４月には江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、被害者支援をさらに充実させています。

3　計画の性格

本計画は、「江東区長期計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項及び「江東区男女共同参画条例」第８条に規定する行動計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に規定する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に規定する推進計画を包含しています。

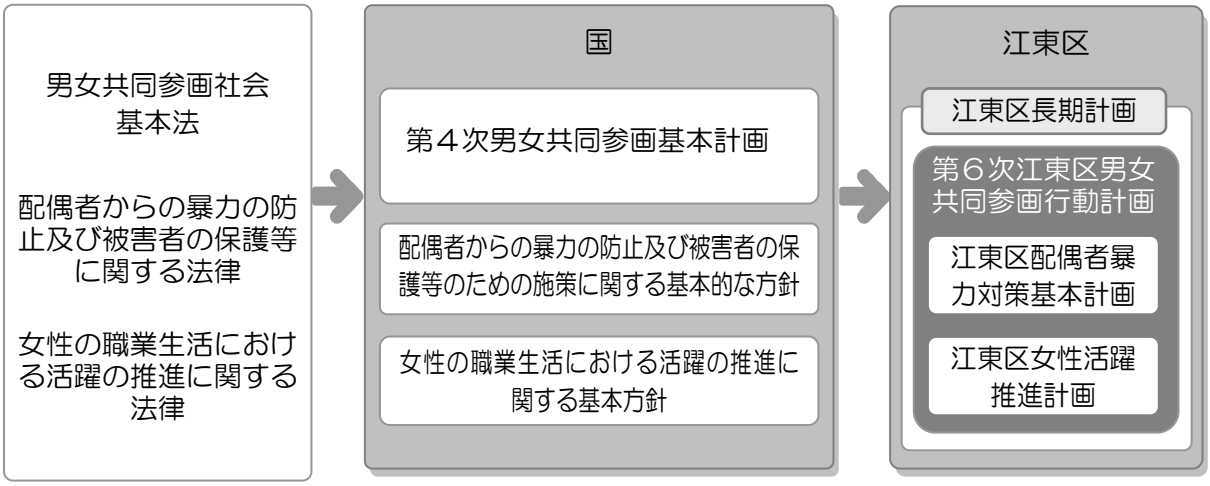

※は用語解説（P147）参照

4　計画の期間

計画期間は、平成 28（2016）年度から 32（2020）年度までの５年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

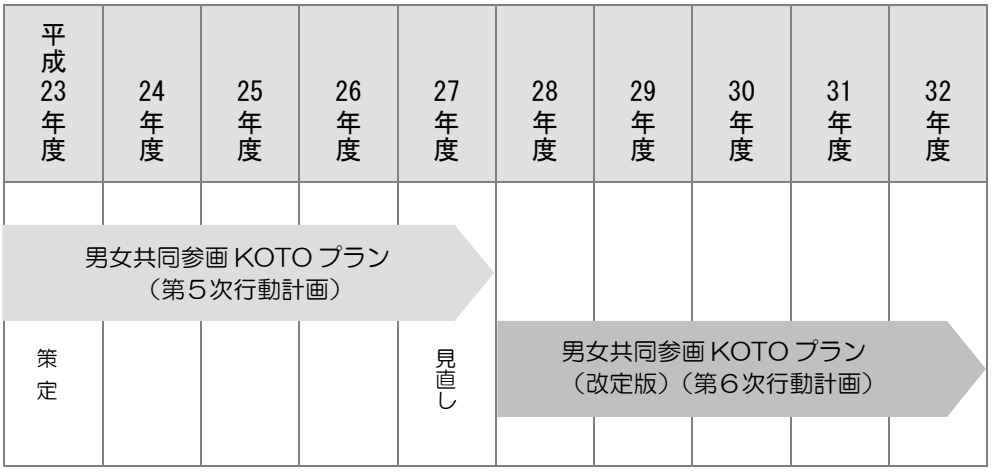

5　計画の基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、
誰もがその個性と能力を十分に発揮していく社会の実現

6　計画の目標

本計画の目標は、江東区長期計画における基本施策「男女共同参画社会の実現」に向けた４本柱を発展させた次の５つとします。

目標Ⅰ　男女平等意識の向上を図ります

目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援を推進します

目標Ⅲ　様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

目標Ⅳ　人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

目標Ⅴ　行動計画を積極的に推進します

7　計画の体系

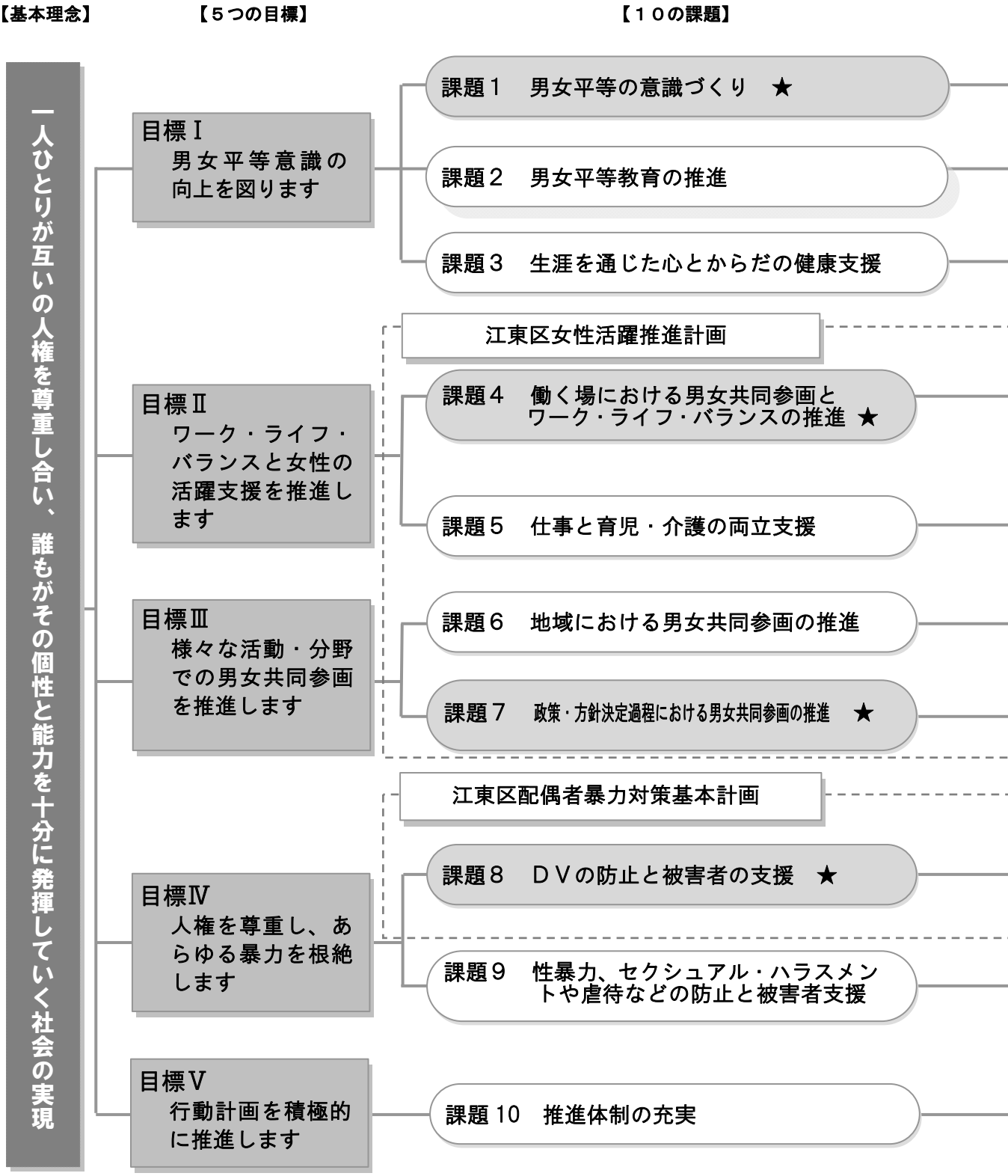

★は本計画で重点的に取り組んでいく課題（重点課題）

【２６の施策】

施策１　男女共同参画の意識啓発の推進

施策２　家庭における男女平等教育の推進
施策３　保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

施策４　性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発
施策５　性別・年代等に応じた心とからだの健康支援

施策６　職場の男女共同参画に関する情報の提供
施策７　女性の活躍推進
施策８　企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進の働きかけ
施策９　家庭における男女共同参画の推進
施策 10　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

施策 11　子育て支援の充実
施策 12　介護者支援の充実

施策 13　地域活動における男女共同参画の推進
施策 14　男女共同参画の視点を入れた人にやさしいまちづくりの推進

施策 15　区の審議会等への女性の参画推進

施策 16　ＤＶの未然防止
施策 17　相談窓口の充実と安全の確保
施策 18　自立に向けた支援
施策 19　人材の育成
施策 20　関係機関との連携

施策 21　性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援
施策 22　虐待の早期発見、救済と被害者支援

施策 23　男女共同参画推進センターの充実
施策 24　庁内における男女共同参画の推進
施策 25　庁内推進体制の充実
施策 26　区民参画体制の充実

第２章　江東区の現状

第2章　江東区の現状

1　男女共同参画を取り巻く江東区の現状と課題

（1）人口の状況

近年の江東区の人口推移をみると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 90,275 人（22 .4%）、平成 22 年から５年間で 47,559 人（10.7%）、総人口が増加しています。

図表 1　総人口及び人口構成の推移

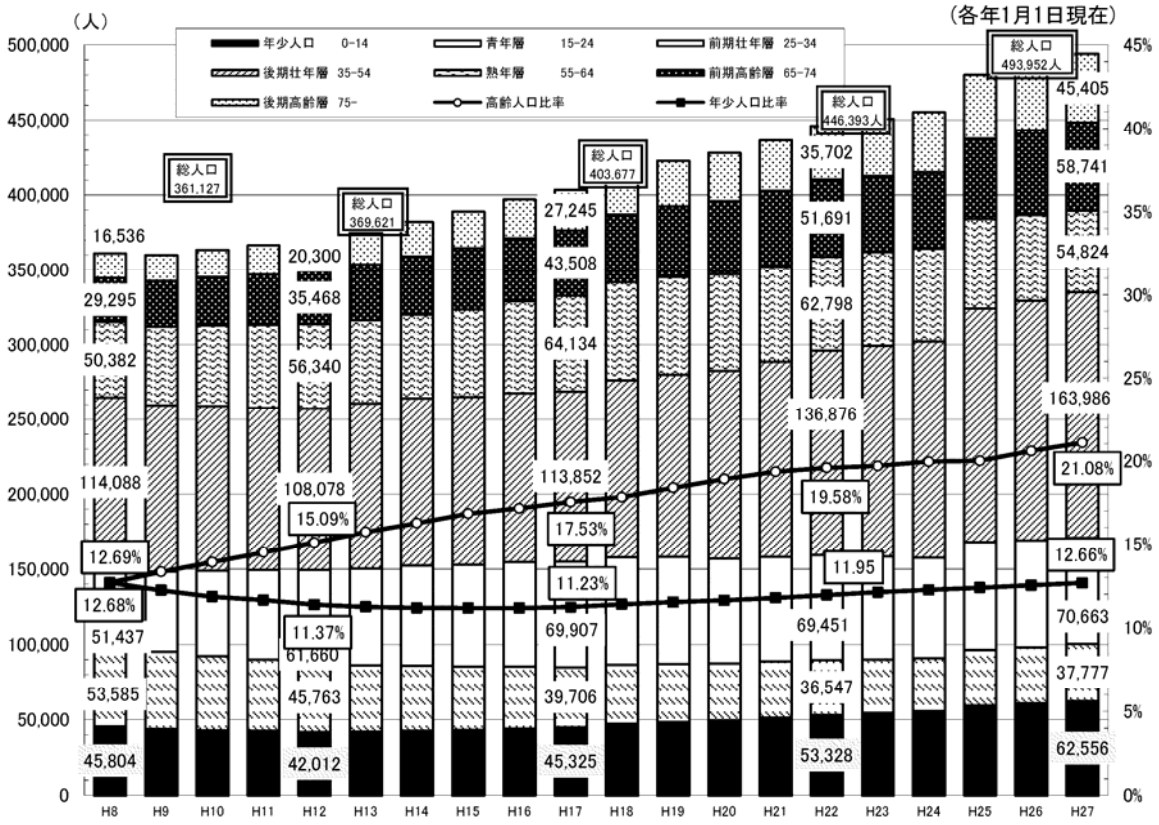

＊平成 24 年までは外国人登録者を含まない。平成 25 年以降は外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

図表 2　総人口及び人口構成の推移 分析

年次	平成12年 2000	平成17年 2005		平成22年 2010		平成27年 2015		
区分 / 年齢階層	階層別人口	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	階層別人口	5年間の増減	10年間の増減
75歳	20,300	27,245	34.2	35,702	31.0	45,405	27.2	66.7
65～74歳	35,468	43,508	22.7	51,691	18.8	58,741	13.6	35.0
65歳以上	55,768	70,753	26.9	87,393	23.5	104,146	19.2	47.2
高齢者人口比率	15.09	17.53		19.58		21.08		
55～64歳	56,340	64,134	13.8	62,798	△ 2.1	54,824	△ 12.7	△ 14.5
35～54歳	108,078	113,852	5.3	136,876	20.2	163,986	19.8	44.0
25～34歳	61,660	69,907	13.4	69,451	△ 0.7	70,663	1.7	1.1
壮熟年層人口	226,078	247,893	9.6	269,125	8.6	289,473	7.6	16.8
壮熟年層人口比率	61.16	61.41		60.29		58.60		
15～24歳	45,763	39,706	△ 13.2	36,547	△ 8.0	37,777	3.4	△ 4.9
0～14歳	42,012	45,325	7.9	53,328	17.7	62,556	17.3	38.0
年少人口比率	11.37	11.23		11.95	6.4	12.66		
総人口	369,621	403,677	9.2	446,393	10.6	493,952	10.7	22.4

＊平成 24 年までは外国人登録者を含まない。平成 25 年以降は外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳人口調査集計表」

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間の人口構成の推移を見ると、65 歳以上の高齢者人口の伸びが 47.2%、特に後期高齢者層の増加が顕著で 66.7%となっています。しかし、一方で臨海部を中心としてファミリー形成期の転入者が多い近年の本区の特性により、壮熟年層で 16.8%、年少人口でも 38.0%の増加があることから、高齢者人口比率は、区全体では、21.08%となっています。

図表 3　年少人口構成の推移

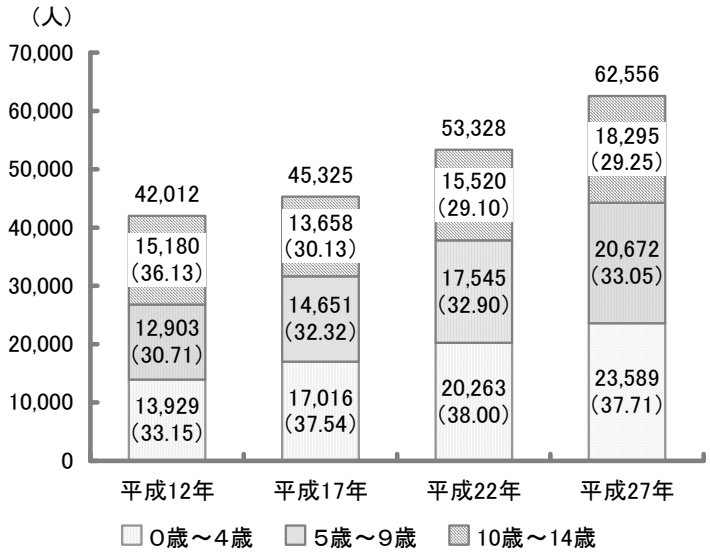

資料：図表 2、3 に同じ

年少人口構成の推移を見ると、平成 17 年から 10 年で 38.0%と大幅に増加するなかで、0 歳から 9 歳までの未就学及び小学校低学年の児童数が一貫として概ね 70%を占めています。

本区の近年の出生数と合計特殊出生率の推移は、以下のとおりとなっています。

図表 4　出生数・合計特殊出生率の推移

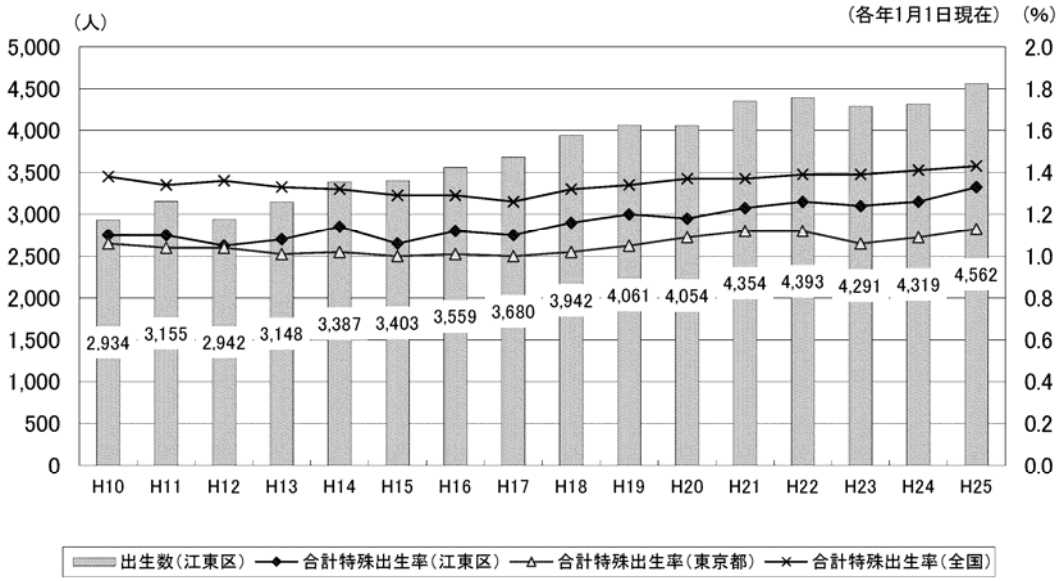

＊外国人登録者（平成 25 年以降は外国人住民）を含まない。

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」、厚生労働省「出生に関する統計」

「住民基本台帳人口調査集計表」、「保健衛生事業概要」

（２）世帯数の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は急激な増加を続けており、平成２年から平成 22 年の 20 年間で 66,864 世帯増加しています。しかし、１世帯あたり平均人員は減少を続けており、平成 22 年には 2.13 人となっています。

図表 5　一般世帯数と１世帯あたり平均人員

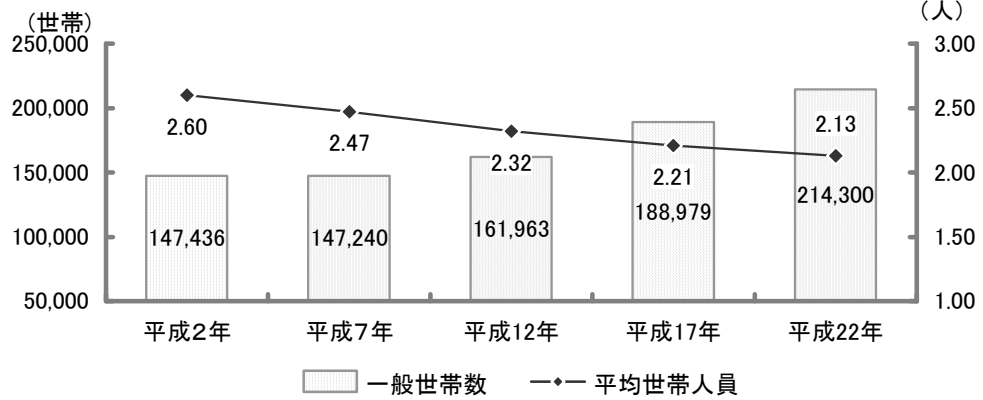

資料：国勢調査

世帯区分の推移をみると、一般世帯数の急激な増加に伴って、単身世帯が急激に増加しており、平成 22 年には平成２年の約 1.86 倍となっています。

図表 6　一般世帯数と世帯区分の推移

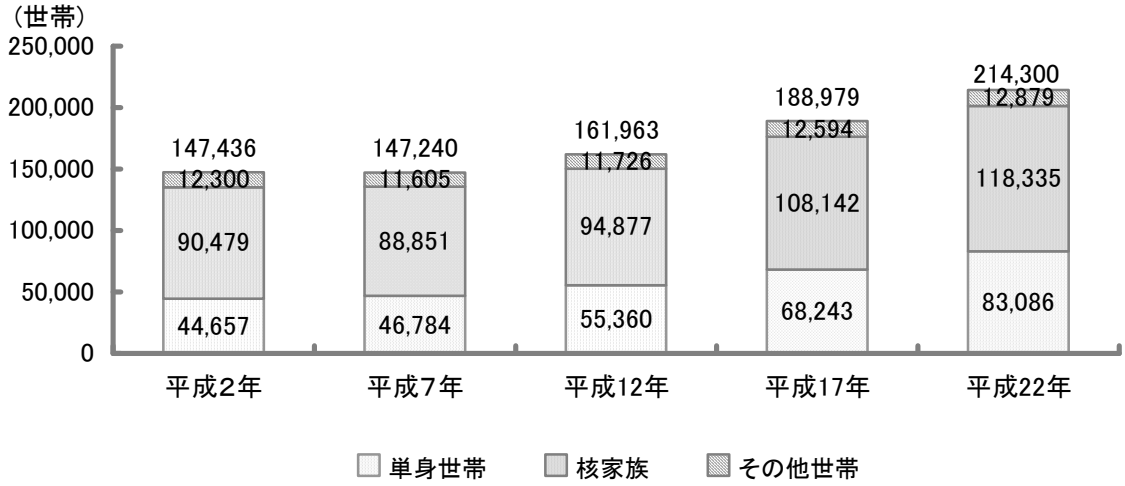

資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、父子家庭は横ばいとなっています。母子家庭は平成７年から平成 17 年にかけて増加していますが、平成 22 年では横ばいとなっています。

図表 7　ひとり親世帯数の推移

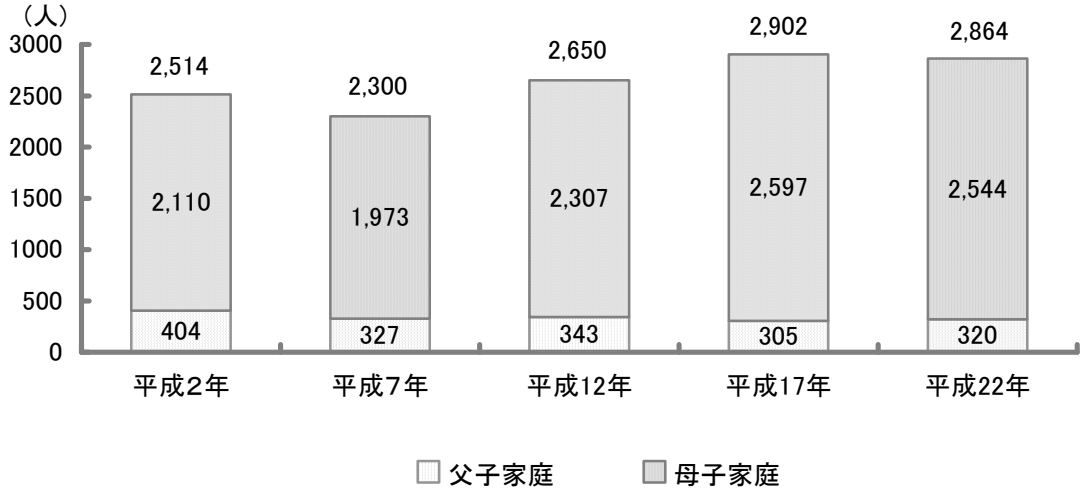

資料：国勢調査

（３） 就労の状況

就業率の推移をみると、15 歳以上の人口の増加に伴って就業者数は一貫して増加している一方で、男女ともに就業率の低下が続いています。男性の就業率が平成 12 年の 73.8%から平成 22 年に 67.7%に 6.1%下落しているのに対して、女性の就業率は、50.2%から 48.2%と下落幅は 2.0%に留まっていますが、男性を大きく下回っています。

図表 8　男女別就業者数・就業率の推移

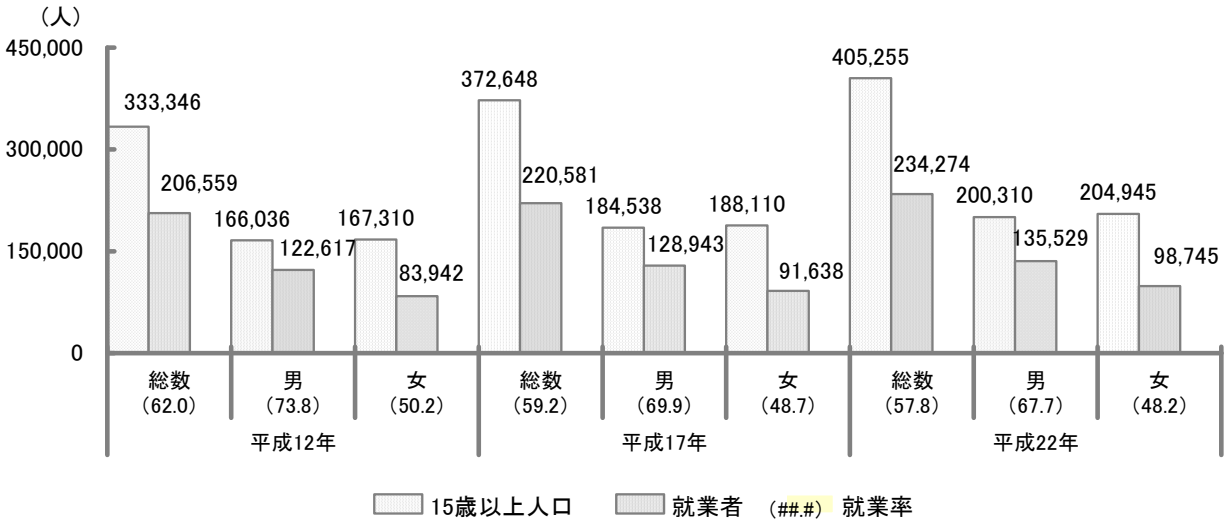

資料：国勢調査

図表 9-1　男女別就業状況（平成 22 年）

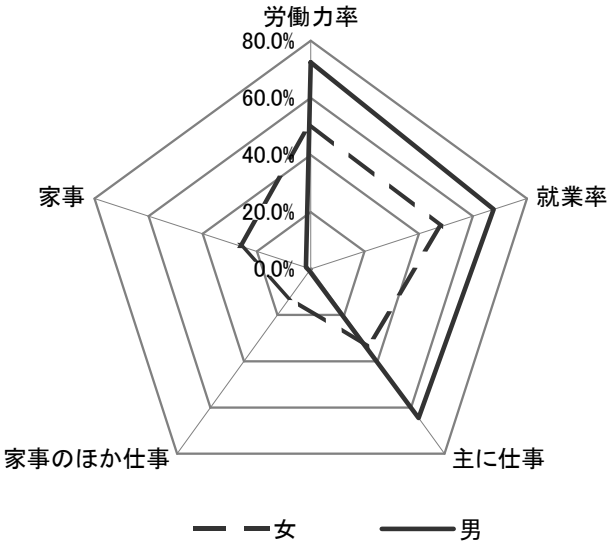

就労者数と就労率の推移は、図表８のとおりとなっていますが、左図に見るように、女性では、国勢調査において非労働力として集計される「家事」にもっぱら従事している割合が 26.4%と就労者中の『家事のほか仕事』との調査回答の割合 12.3%の２倍と多くなっており、男性では、この家事関連の回答は、両項目合わせても２%未満で、「主に仕事」が 64.5%となっています。

平成 12 年、平成 17 年の調査結果においても同様で、女性の「家事」従事回答は、漸減していますが、就労率、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の割合は、増加傾向が見えず、このレーダーチャートで描かれる男女の就労に関わるバランスは、相似形で推移しています。

図表 9-2　男女別就業状況（平成 12 年）

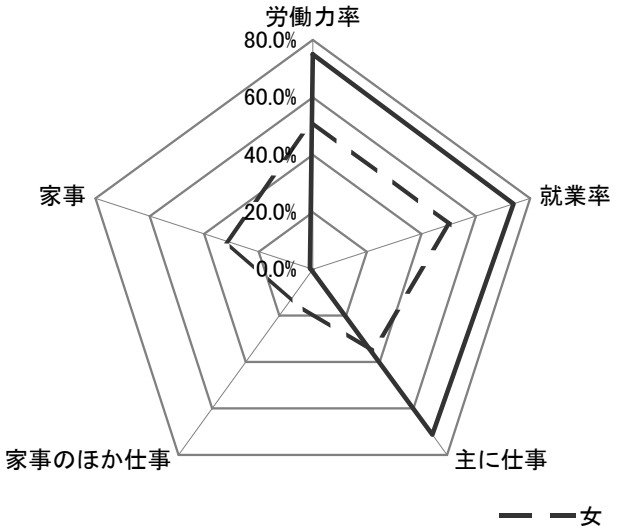

図表 9-3　男女別就業状況（平成 17 年）

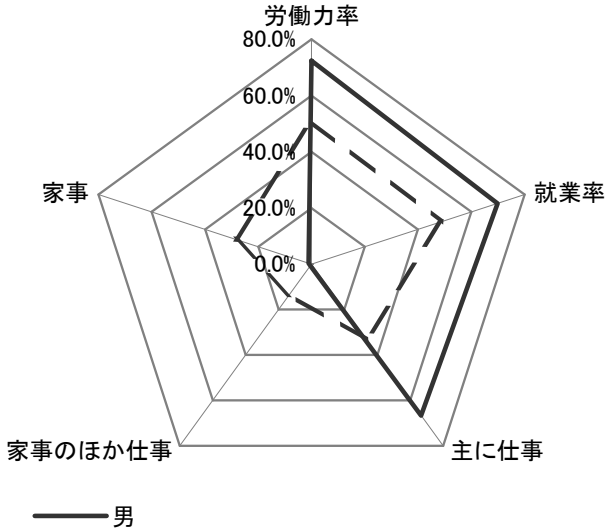

資料：国勢調査

図表 10-1、10-2 で示すとおり、男女別年齢階層別で就労率を見ると、平成 12 年、平成 17 年のいずれの調査結果においても、男性では 20 歳代後半から 59 歳まで7～9割前後で一定している一方、女性は 20 歳代後半がピークで 30 歳代を底とするM字カーブ（※）を描く傾向は変わっていません。

図表 10-1　男女別・年齢別就業率（平成 12 年）

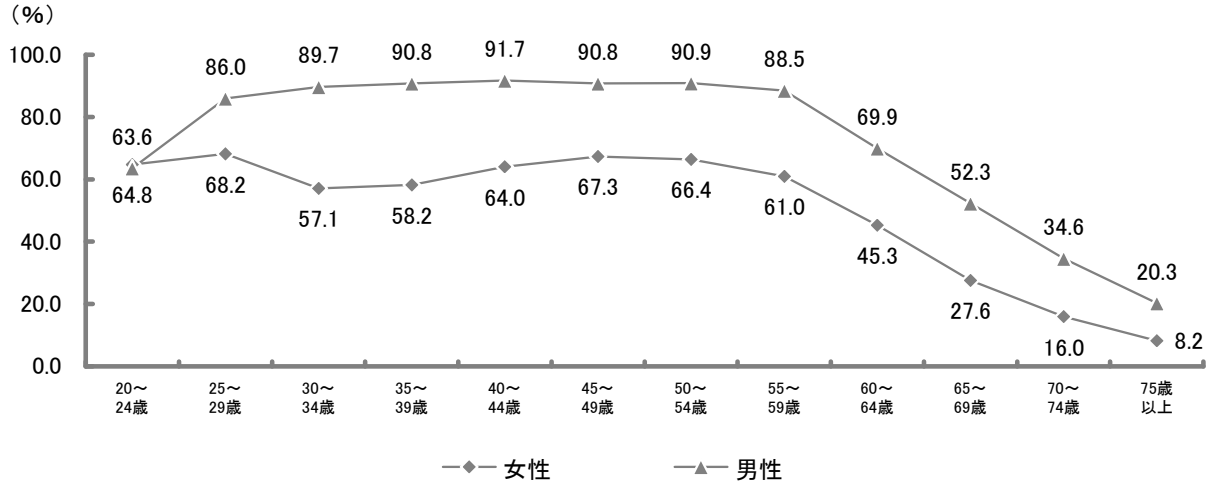

資料：国勢調査

※は用語解説（P146）参照

図表 10-2　男女別・年齢別就業率（平成 22 年）

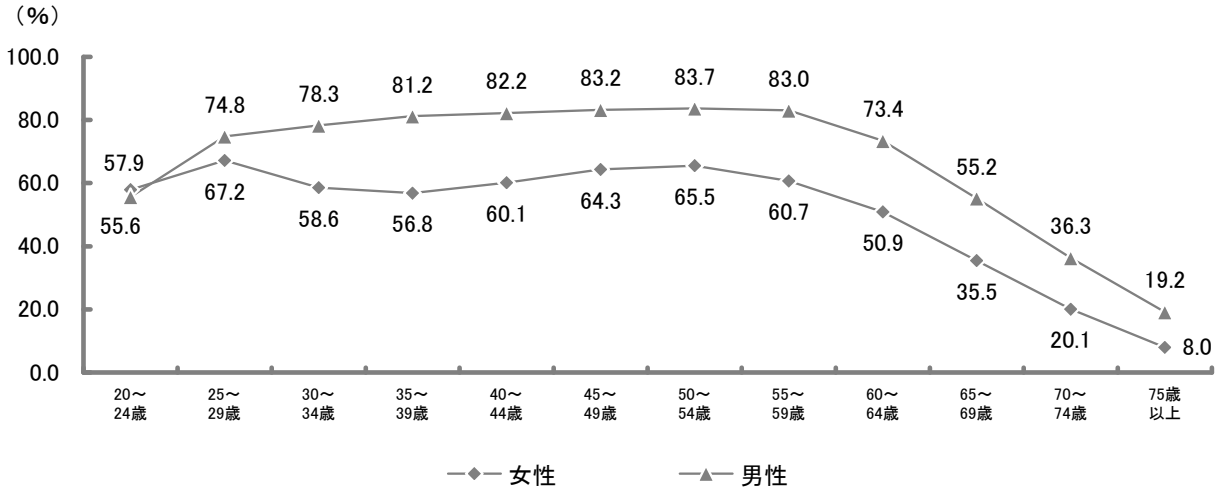

資料：国勢調査

平成 12 年、22 年の両調査結果とも 20 歳代前半では男性よりも女性の方が就労率が高く、22 年調査では、その 20 歳代前半の女性の就労率が 12 年の調査結果に比して 6.9%下がっているにもかかわらず、20 歳代後半ではマイナス 1.0%と、殆ど変わっていません。又、30 歳代から 50 歳代まで、女性の就業率は、同年代の男性ほどには低下していないことも注目されます。

（４）性的少数者（性的マイノリティ）に関する行政の取り組み

図表 11-1 性的少数者（※）に関する啓発活動を区が行なうことについて、どう思うか

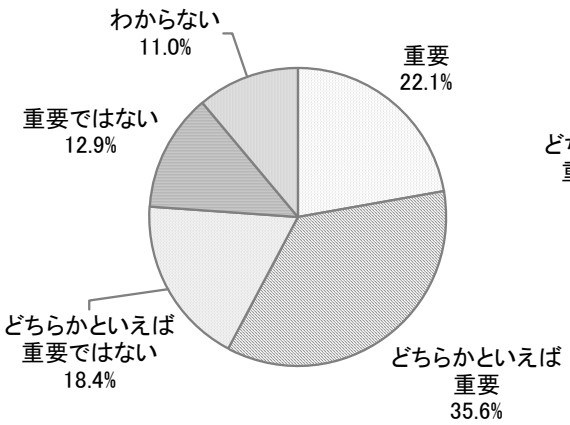

図表 11-2 性的少数者の人権について、学校で教育することをどう思うか

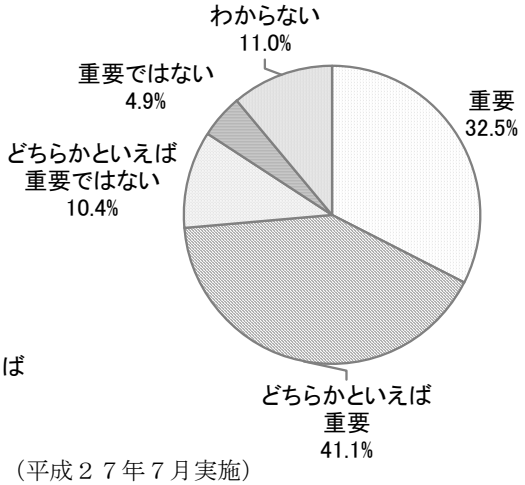

資料：平成２７年度第２回区政モニターアンケート（平成２７年７月実施）

※は P36 参照

（５） 政策等への女性の参画

江東区の審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成 24 年以降は横ばいとなっており、３割半ばとなっています。

図表 12　審議会等における女性委員の割合の推移

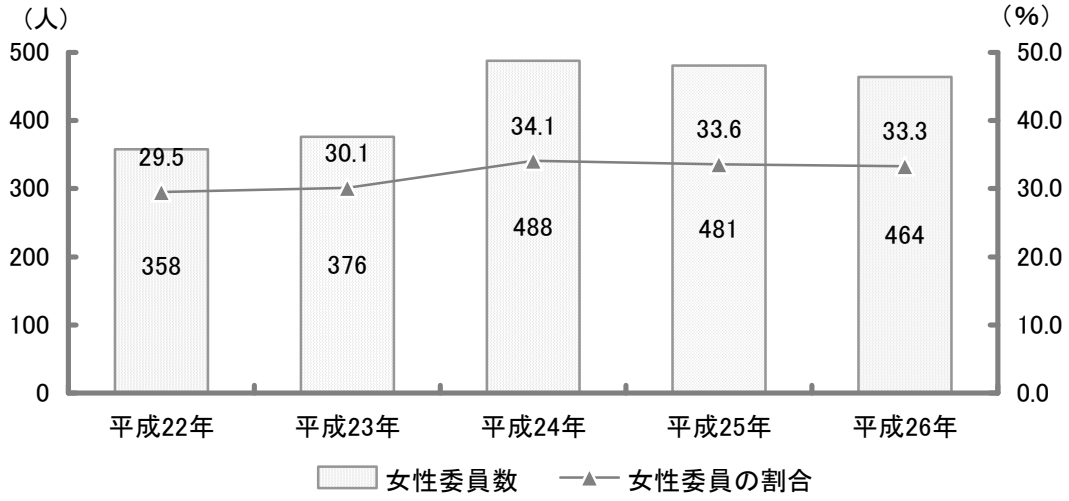

資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

女性のいない審議会等の割合は、横ばいとなっています。

図表 13　女性のいない審議会等の割合

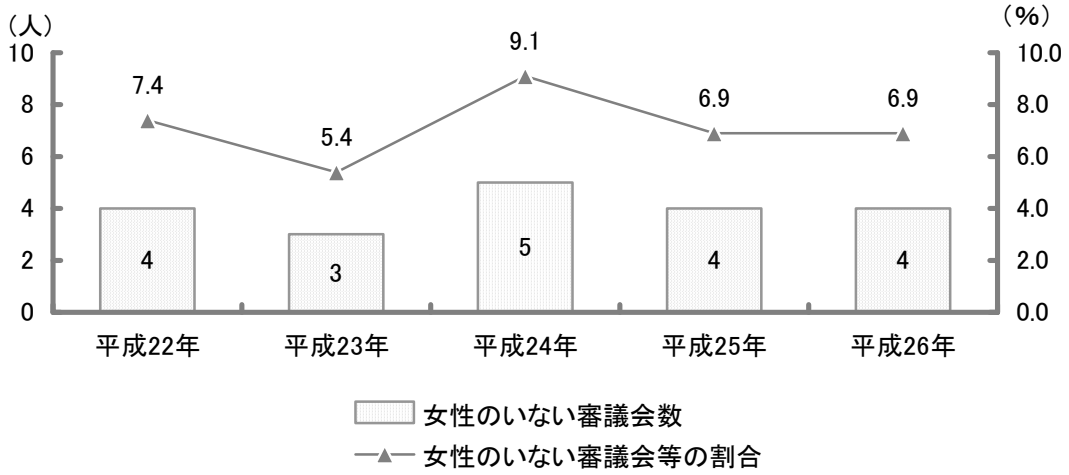

資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書

区の管理職（課長職以上）における女性の割合は、区全体で 11.6%と管理職登用が進んでいない状況です。

図表 14　区の管理職（課長職以上）における女性の割合

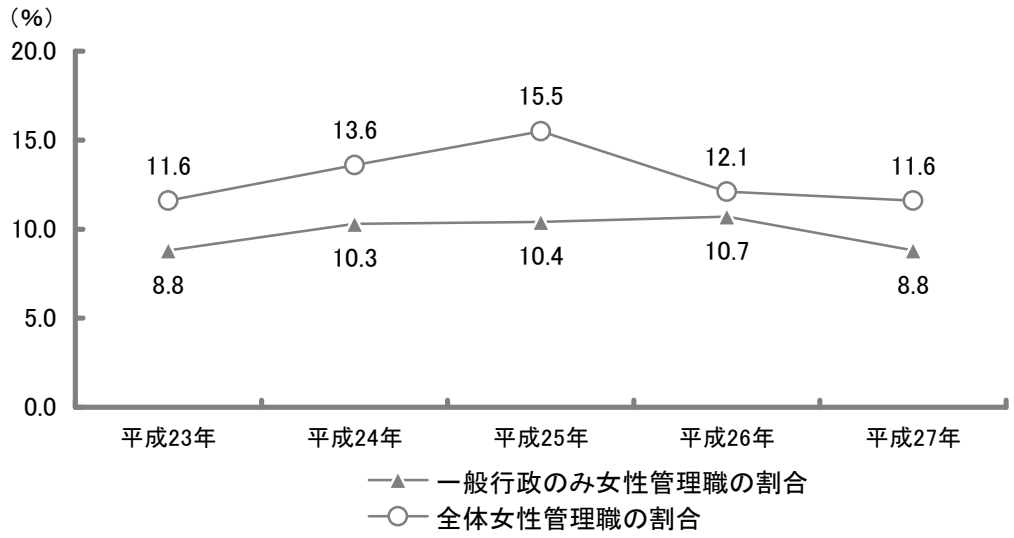

資料：区職員課

2　数値目標の評価

第５次行動計画で設定した目標値に対する達成状況は、次頁「評価指標の達成状況」に示すとおり、改善となっている評価指標が全 13 指標のうち「○」を付した４指標となっていますが、いずれも計画期間満了時において目標値は達成していません。また、「▼」を付した 7 指標では計画策定時よりも低下しており、目標を設定したすべての領域において原因を究明し、改善に向けて施策の見直し、推進に努めていくことが必要となっています。

特に、性別に関わらず誰もがその個性と能力を十分に発揮することのできる社会を目指すうえで、女性が活躍できる環境整備や活躍の場を増やすための取り組みが重要であり、その前提条件であるワーク・ライフ・バランスを一層充実していかなければなりません。

■評価指標の達成状況

評価指標		策定時の現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	現状値（平成 26 年度）	達成状況
【目標Ⅰ】男女平等意識の向上を図ります					
男女が平等だと思う区民の割合		16.7%	40%	13.6%	▼
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合		56.4%	70%	49.2%	▼
乳がん検診の受診率		25.4%	30%	24.3%	▼
【目標Ⅱ】性別によらないあらゆる活動への参画を推進します					
職場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合		21.4%	40%	18.6%	▼
夫婦間の家事の役割分担（時間比較、男性：女性）		1：2.6	1：1.5	（＊1）	―
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合		36.3%	50%	30.0%	▼
区の審議会等への女性の参画率		29.5%	40%	33.3%	○
【目標Ⅲ】仕事と生活との調和を推進します					
仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合		25.2%	38%	27.4%	○
「育児休業」「介護休業」を取得できなかった人の割合（＊2）	育児休業	21.2%	10%	18.4%	○
	介護休業	21.2%	10%	11.6%	○
【目標Ⅳ】異性に対するあらゆる暴力を根絶します					
ＤＶ相談件数		延べ 1,768 件	―	延べ 3,667 件	―
セクシュアル・ハラスメントをこの 1 年間に受けた経験のない人の割合		79.5%	90%	74.3%	▼
【目標Ⅴ】行動計画を積極的に推進します					
男女共同参画推進センターの認知度（＊3）		30.9%	50%	30.7%	▼

達成状況は「◎（目標達成）」「○（改善）」「△（変化なし）」「▼（低下）」

＊1　夫婦間の家事の役割分担については、男女の時間比較による統計の取り方をやめ、「男性と女性がそれぞれ同じくらい家事を行っている」など程度の比較に変更したため、現状値がない。参考として、平成 27 年度の「第 22 回江東区世論調査」によると「女性が多くの家事を行い、男性が残りの家事を行っている」が 46.3%と最も多くなっている。

＊2 「取得できなかった人」の割合は、選択肢の「職場に休業・休暇の制度がなかった」と「周囲の事情により取得できなかった」との合計。

＊3　男女共同参画推進センターを「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」と回答した人の合計。

第 3 章　計画の内容

第3章　計画の内容

目標Ⅰ　男女平等意識の向上を図ります

課題１　男女平等の意識づくり

現状と課題

平成 26 年度に実施した「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別による固定的な役割分担意識への支持が依然として３割強を占めており、このような意識の解消を図る必要があります。（図表Ⅰ－1参照）

性別によって一人ひとりの意欲と資質を活かして生きていく可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、家庭・保育所・幼稚園・学校における男女平等教育を進めていくことが重要です。

そのため、今後も引き続いて、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の払拭を図る必要があります。

また、計画体系の内容を示す本章の冒頭にあたって、以下の基本的観点が重要です。

男女共同参画社会実現を目指す計画の中では、社会の大多数をしめる男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けた施策が主体になりますが、この計画の基本理念「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、誰もがその個性と能力を十分に発揮していく社会」をすべての区民が共有できるものとして実現していくためには、性別に関わる固定観念にとらわれがちな傾向への注意を促すこととともに、男女の性別に関わる基本的な認識のなかに性的少数者（性的マイノリティ）の存在を常に意識して、この計画の体系のあらゆる場面において考慮していくことが必要です。

図表Ⅰ—1　性別役割分業観に対する考え方

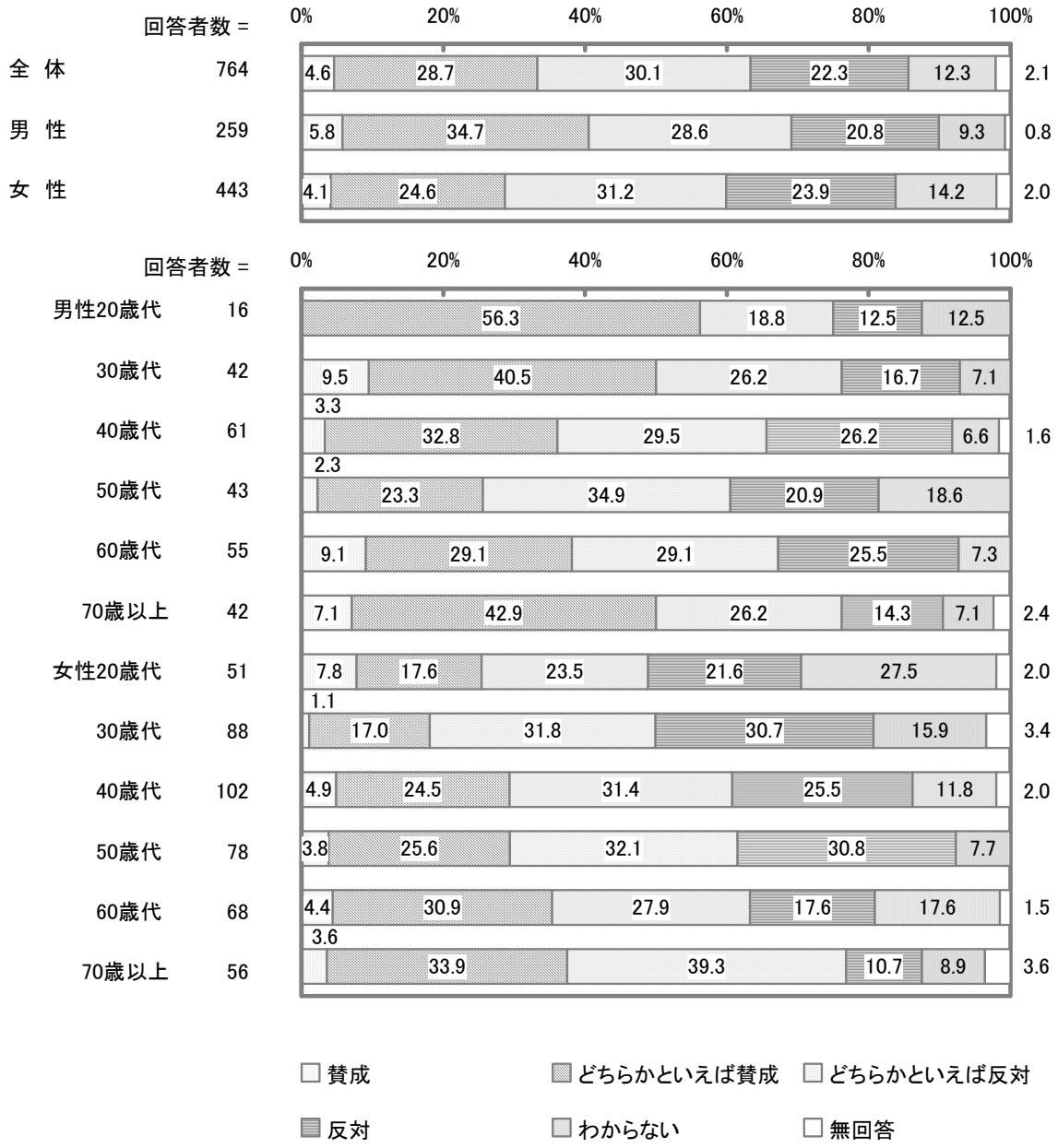

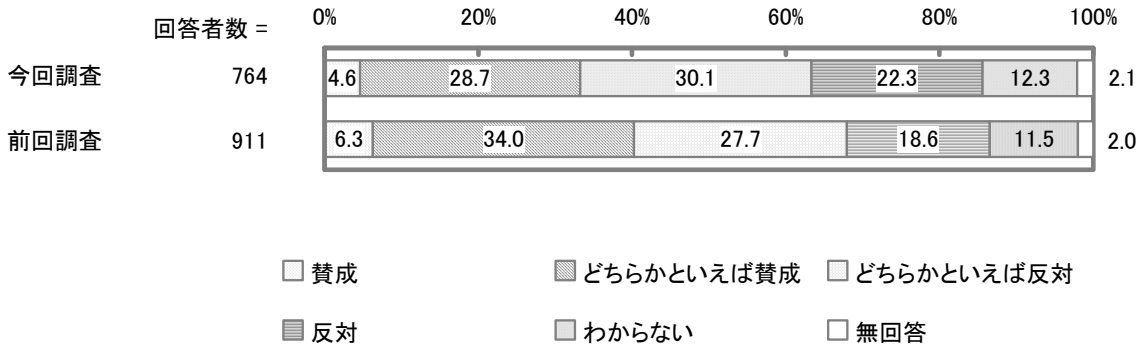

「男女共同参画に関する意識実態調査」（平成２７年２月）より

＊以降、図表は上記「意識実態調査」による

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
男女が平等だと思う区民の割合	長期計画 区民アンケート調査	13.6% （平成 26 年度）	40% （平成 32 年度）

施策１　男女共同参画の意識啓発の推進

男女共同参画に関する情報提供や学習事業の充実を図り、男女平等や男女共同参画に対する意識啓発を推進します。

広報紙やホームページ等を通じた広報、情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、固定的性別役割分担意識の払拭を図り、広く理解が得られるよう努めます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	男女共同参画に関する情報提供の推進	広報紙やホームページ等を通じて、固定的性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等や男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙の発行 ・メールマガジンの発行（新規） ・ホームページによる情報提供・啓発	男女共同参画推進センター
2	男女共同参画学習事業の推進	男女平等や男女共同参画への理解を深め、家庭や地域で男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を実施します。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター

課題２ 男女平等教育の推進

現状と課題

本区では、第５次男女共同参画行動計画に沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んできました。しかし、「意識実態調査」では、学校教育における男女の地位が平等と感じている人は 49.2%と、平成 21 年調査よりも7.2 ポイント減少しています。そのため、学校教育における男女平等教育のさらなる充実が求められます。（図表Ⅰ－2 参照）

男女平等教育の内容で重要なことは、「学習・生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が 69.6%、「男女平等教育の研修を通して教師自身の意識を変えていくこと」が 46.9%、「こどもの成長と発達に応じた性教育を行うこと」が 36.8%となっています。（図表Ⅰ－3 参照）

また、こどもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、保護者の意識の向上を含め、家庭教育における男女平等や男女共同参画を教えていくことも重要です。

こどもの頃から男女平等意識を育み、性別によって可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、家庭・保育所・幼稚園・学校における男女平等教育を今後も進めることが重要です。

図表Ⅰ—2　男女の地位の平等感（学校教育の場）

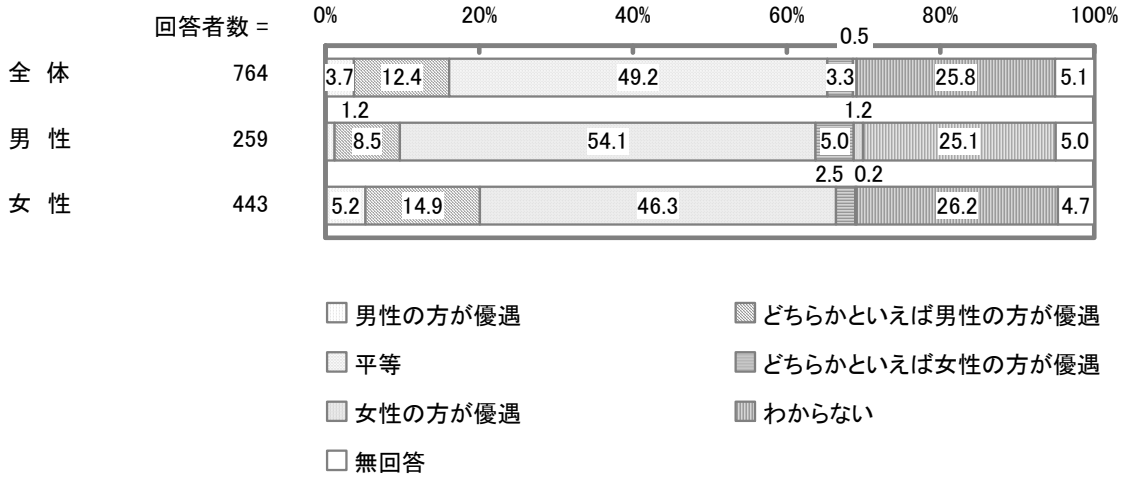

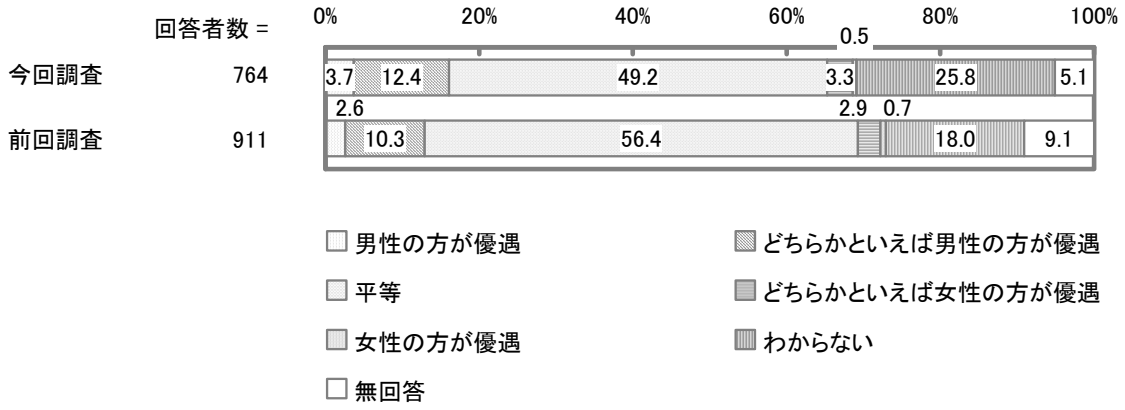

図表Ⅰ—3　男女平等教育において重要なこと

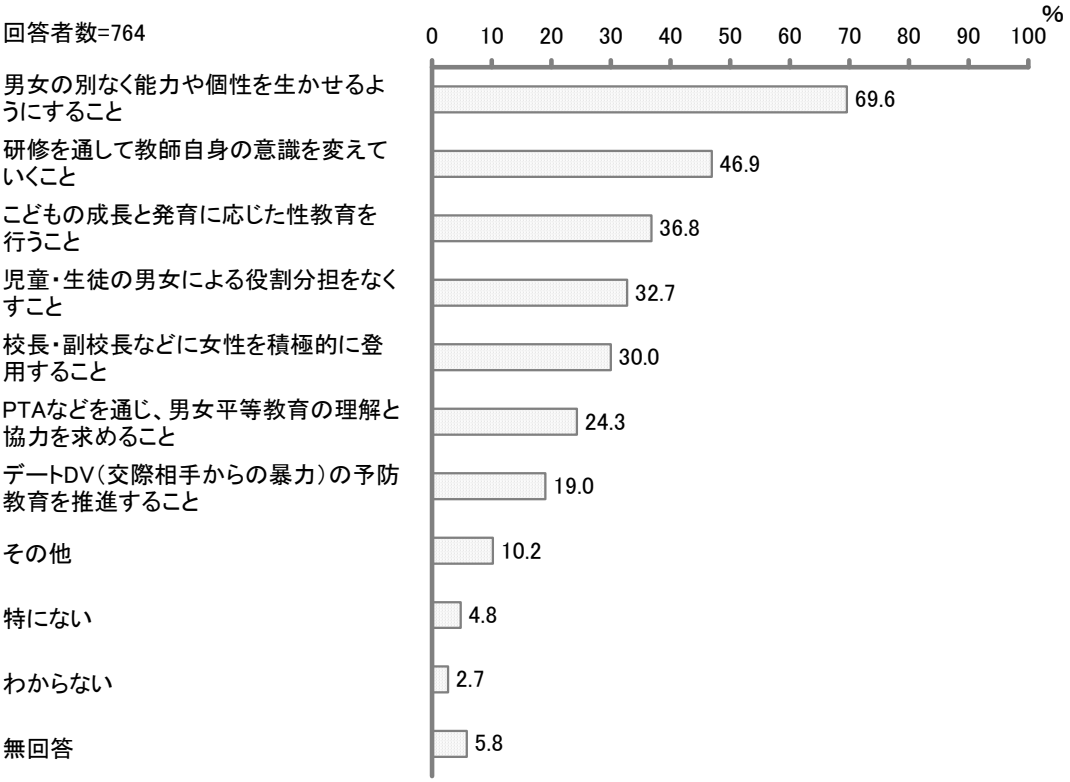

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
学校教育の場で、男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	意識実態調査	49.2% （平成 26 年度）	70% （平成 32 年度）

施策２　家庭における男女平等教育の推進

こどもたちは乳幼児期より家庭内において親や保護者等から大きな影響を受けて成長します。

こどもたちが親や保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の提供に努めます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	家庭教育に関する学習機会の提供	講座・講演会など、家庭教育に関する学習機会を提供し、親や保護者等がこどもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。 ＊主な取り組み＊ ・家庭教育講演会 ・地区家庭教育学級 ・幼児をもつ親の家庭教育学級 ・幼児の道徳性育成研修会 ・小・中学生の親の家庭教育学級 ・働く親の家庭教育学級 ・訪問型家庭教育支援事業 ・男女共同参画に関する出前講座	庶務課 指導室 男女共同参画推進センター
2	家庭教育相談の推進	家庭教育における悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・家庭教育相談事業	教育センター

施策３　保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

こどもの頃から、男女平等・男女共同参画に対する意識を持つために、こどもたちが多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・学校生活の場において、男女平等教育を進めることが必要です。

教職員・保育士の男女平等・男女共同参画に対する意識を高め、学習・生活・進路等の指導、相談に生かします。

施　策

内　　容			関係する所管
1	教職員研修の的確な実施	教職員・保育士が固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持ってこどもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めていきます。 ＊主な取り組み＊ ・保育担当者研修 ・幼稚園・小・中学校教員研修	保育計画課 指導室
2	男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施	こどもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めていきます。 ＊主な取り組み＊ ・男女平等の視点に立った各教科等の指導の実施 ・男女混合名簿（※）の拡充 ・学校生活における固定的性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し ・個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供	指導室 図書館

男女共同参画審議会の意見

「男女混合名簿の完全実施を！」

男女混合名簿は、こどもの頃から男女平等意識を持たせるための重要な施策です。そのため、審議会として、「男女混合名簿の完全実施」を強く希望してきましたが、平成２６年度末現在、小学校で８割実施、残念ながら中学校では実施校がありません。引き続き、学校現場に男女混合名簿の導入を積極的に働きかける必要があります。特に中学校における実施を期待しています。

※は用語解説（P146）参照

施　策

内　　容			関係する所管
3	男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施	こどもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。 ＊主な取り組み＊ ・教育研究会、進路指導主任研修会等での啓発	指導室
4	男女平等の視点にたった教育相談の実施	性別にとらわれず、こどもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー等が指導助言を行います。 ＊主な取り組み＊ ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・スクールソーシャルワーカーの活用	指導室

課題３　生涯を通じた心とからだの健康支援

現状と課題

生涯を通じて健康な生活を送ることは、性別にかかわらず、すべての人の権利です。生物学的な観点からみると、女性と男性には身体機能の違いがあります。これまで男性の視点で確立されてきた診断・治療の方法が必ずしも女性には適さないケースもあることから、男女差に着目して診断や治療を行う性差医療（※）の取り組みも進んでいます。

近年では、性は多様性に富んだものであるということも示唆されています。性の問題を突き詰めていくことは、どちらか片方の性に偏ることなく一人ひとりの個性を尊重するという、男女共同参画の意識を醸成することにもつながります。

女性と男性の身体機能の違いや、性的少数者（性的マイノリティ）に対して理解を深め、一人ひとりが互いの性の多様性を尊重する意識を育てることが、男女平等・男女共同参画を進める上で重要です。

また、妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図ることで、区民が様々な活動に参画できるよう支援していくことが大切です。

※は用語解説（P146）参照

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
乳がん検診の受診率	業務取得	24.3% （平成 26 年度）	30% （平成 32 年度）

施策４　性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発

性的少数者（性的マイノリティ）*に関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図ります。

また、学校教育の場においても、性について学ぶ機会を通して、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発（新規）	性的少数者に関して、情報提供や学習機会を通じ意識啓発を図っていきます。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター
2	様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。 ＊主な取り組み＊ ・学校における性教育の推進 ・学校における性的少数者（性的マイノリティ）に関する教育の推進	指導室

＊　性的少数者（性的マイノリティ）とは、同性愛者や自己の身体上の性別に違和感を覚える人々などを広くとらえた呼び方です。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかいない」としている社会からみて少数者という意味です。

＊　また、1990 年代以降、欧米で広く使われ始め、近年、日本国内でも使われている“ＬＧＢＴ”という呼び名は、性的少数者のうち、レズビアン（Ｌesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Ｂisexual）、トランスジェンダー（Ｔransgender）の頭文字をとったものです。

⑴レズビアン（女性同性愛者）：性的指向が同性である女性に向かう人

⑵ゲイ（男性同性愛者）：性的指向が同性である男性に向かう人

⑶バイセクシュアル（両性愛者）：性的指向が異性・同性のどちらにも向かう人
⑷トランスジェンダー（性同一性障害を含む性別越境者）：身体の性別と本人が思う性別が一致しない人、または、違和を感じている人
⑶※他にも多様なあり方の人々が認識されており、一括する呼び方には、議論のあるところです。

施策５　性別・年代等に応じた心とからだの健康支援

女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査・検診の充実を図ります。さらに、女性への妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査・検診の充実を図ります。

また、心の健康づくりの一環として、自殺防止対策を推進します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	性別・年代等に応じた健康診査・検診の推進	女性特有の疾病の予防や、年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談や健康診査・検診等を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・健康相談（診査）事業 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診 ・生活習慣病予防健診	健康推進課 各保健相談所
2	妊娠・出産期における健康支援の推進	妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査・検診を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健診 ・母親栄養相談事業	保健予防課 各保健相談所
3	心の健康づくりの推進	区民の心の健康づくりを支援し、自殺予防対策を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・精神保健相談 ・ゲートキーパー（※）研修	保健予防課 各保健相談所

※は用語解説（P146）参照

目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援を推進します

課題４　働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍推進計画（課題４～７）

この計画において、目標Ⅱ（課題４・課題５）及び目標Ⅲ（課題６・課題７）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に定める「市町村計画」を兼ねるものとして策定しています。

女性活躍推進法は、現下の労働力不足と人口減少を視野に入れた成長戦略の一環として策定された経済施策ですが、国内最大の潜在労働力である女性の「職業生活における活躍」を推進するための条件として、その施行にあたっての基本方針の中で「これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた男女共同参画基本法や雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づくポジティブ・アクション（※）の実効性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指す」として、特に女性の「職業生活」、すなわち、就労の場面における現状の問題点の把握とその打開に向けた取り組みを事業主の責任において行うことを求めています。

現状と課題

第２章の（３）の就労の状況にみるとおり、男女の就労のあり方は固定的なバランス構造になっており、30 代女性の就労率が結婚、出産、育児に伴って低下するＭ字カーブ現象が継続しています。

職場での長時間労働を避けられない人が多く、仕事と生活の両立が難しくなっています。区民や企業に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、性別に関わらず働きやすい職場づくりを進め、家庭では、男性が積極的に家事等に関わり、女性とともに責任を分かち合うことを支援する必要があります。

※は用語解説（P147）参照

図表Ⅱ—1　男女の地位の平等感（職場）

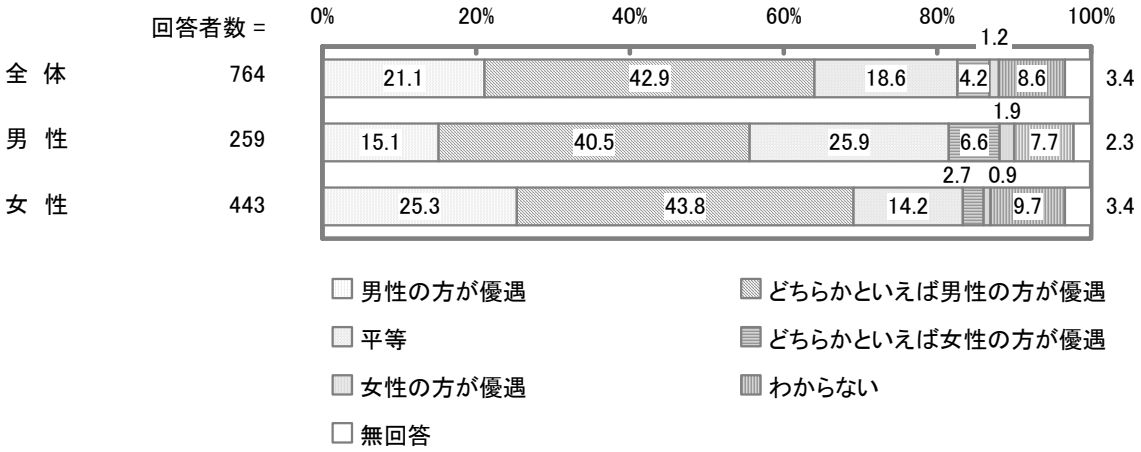

図表Ⅱ—2　職場における男女差別

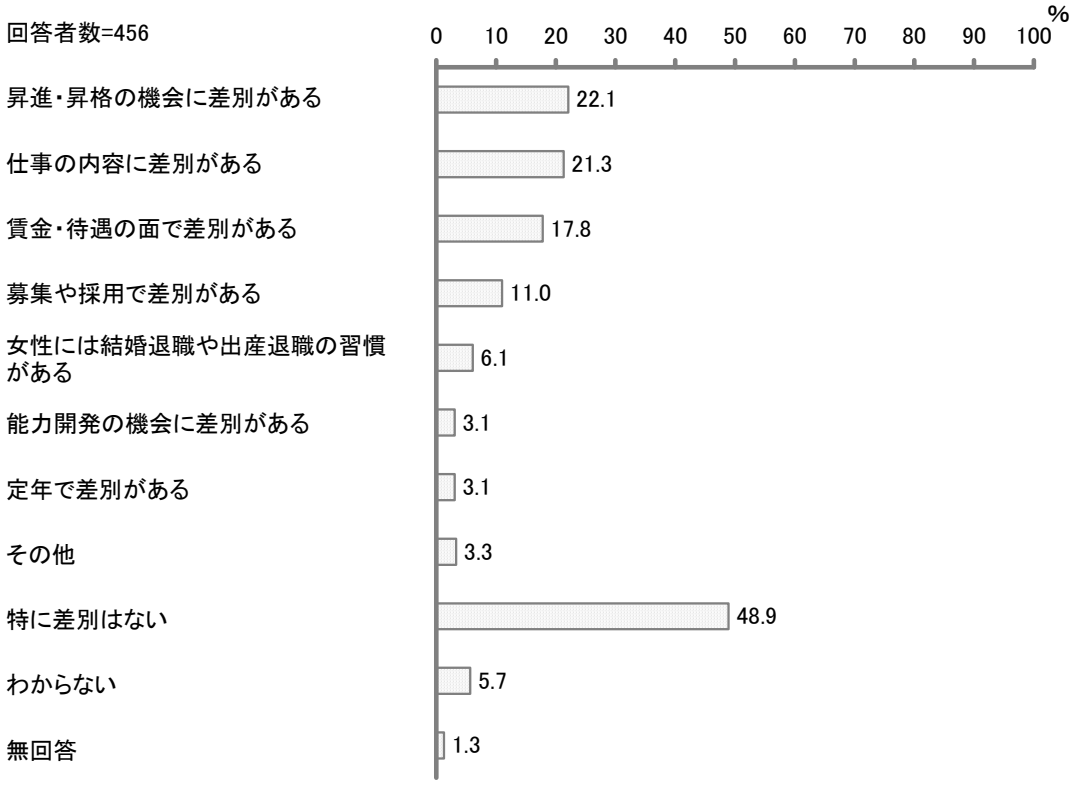

図表Ⅱ—3　夫婦の役割分担の実態

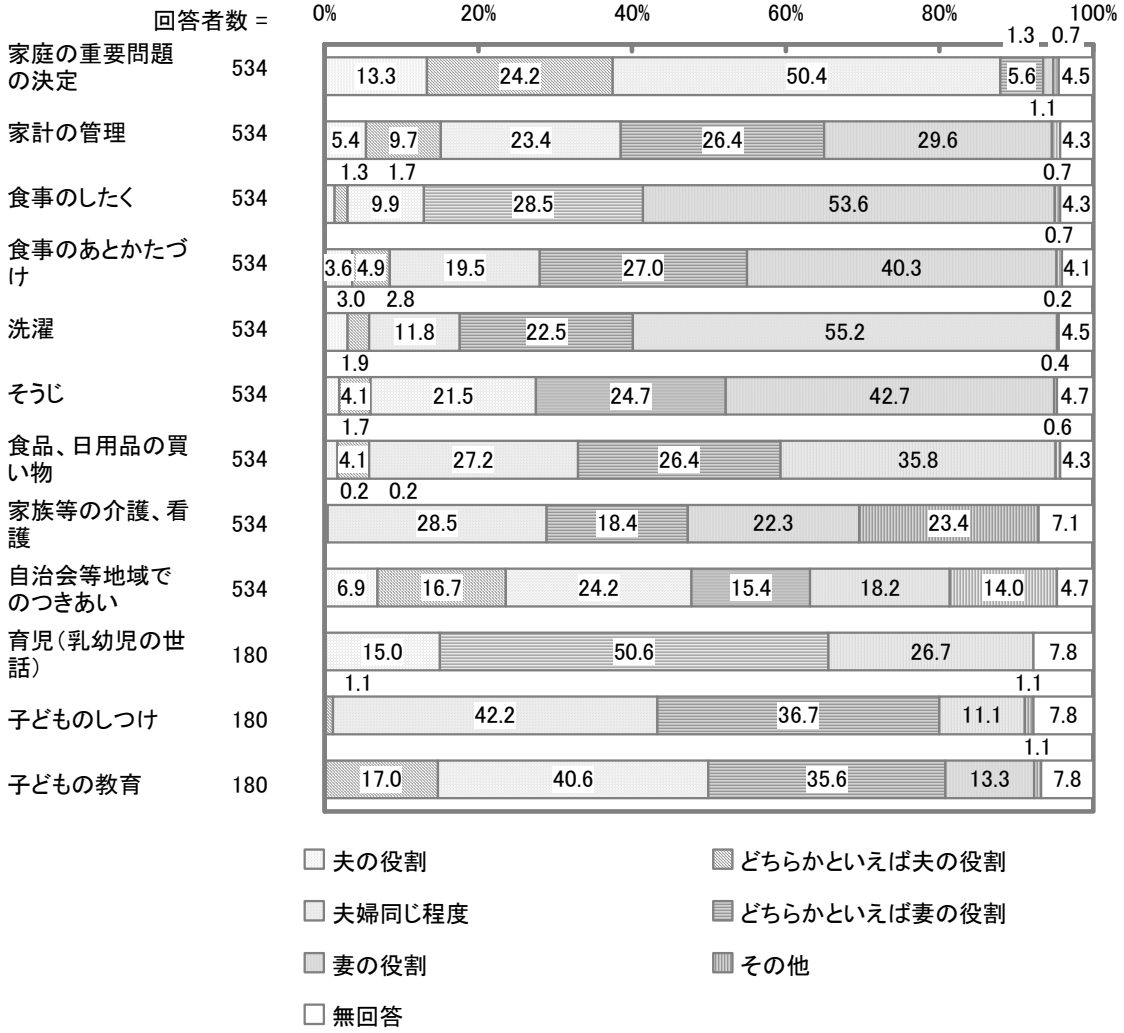

図表Ⅱ－4　　ワーク・ライフ・バランス推進のための取組の有無

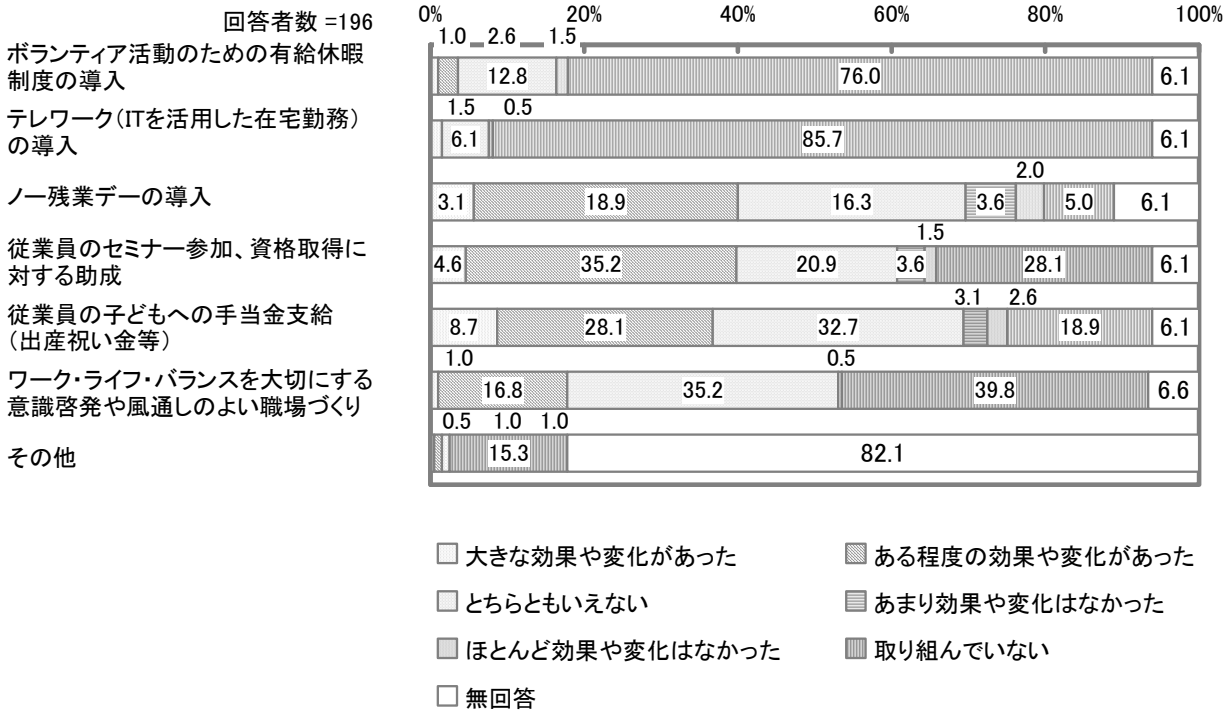

図表Ⅱ－5　　職業生活・家庭生活の時間の優先度（現実）

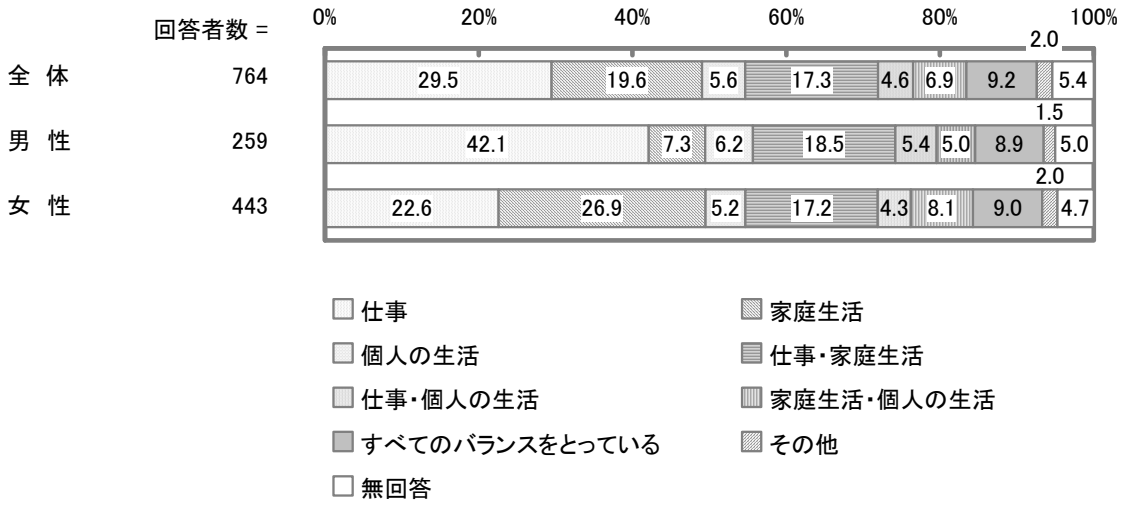

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
職場で、男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	意識実態調査	18.6% （平成 26 年度）	40% （平成 32 年度）
仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合	長期計画 区民アンケート調査	27.4% （平成 26 年度）	38% （平成 32 年度）
夫婦間の家事の役割分担（男女が同じくらいと回答した割合）	区政世論調査（＊）	17.2% （平成 27 年度）	25% （平成 31 年度）

＊区政世論調査は２年に１回のため目標年度を平成 31 年度としている

施策６　職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、区内の企業や労働者に向けて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの情報提供を行います。

また、区内の企業に向けて男女がともに働きやすい職場づくりの事例などを紹介し、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	職場の男女平等・男女共同参画の推進に関連する情報の提供	区内の企業や労働者に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの情報提供を実施します。 ＊主な取り組み＊ ・インターネット等を通じた情報提供	男女共同参画推進センター 経済課
2	男女がともに働きやすい職場の事例の紹介	仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクションなどの好事例を紹介します。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙等を通じた情報提供	男女共同参画推進センター

施策７　女性の活躍推進

個々の女性の活躍を支援するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに応える施策を充実していきます。

また、女性活躍推進法制による事業主への雇用、経営面での現状把握と改革の計画化の求めについて、地域の実情に即した対応や取り組みに関する情報提供により、地域ぐるみで積極的な改善が進むよう、女性活躍推進協議会の設置を目指します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援	子育てのため、仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナー等の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・再就職準備セミナー ・こうとう若者・女性しごとセンターにおける就労支援の実施 ・ハローワークとの共催事業 ・東京しごとセンターとの連携	男女共同参画推進センター 経済課
2	起業の支援	起業をめざす女性に向けた創業支援セミナー等の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・創業支援セミナー、相談、資金融資	男女共同参画推進センター 経済課
3	女性活躍推進協議会の設置	女性活躍推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会の設立を検討する。 ＊主な取り組み＊ ・区関係所管と民間事業者との情報共有、連携を進める基盤形成を図る。	男女共同参画推進センター 経済課

施策８　企業に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ

企業に対して、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などの情報を提供するとともに、女性活躍推進法制の求める一般事業主行動計画への対応など企業、事業主に対して、実効性のある支援策を検討し、実施していきます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援	ワーク・ライフ・バランス推進のメリットや先進事例などを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、企業に対する実効性のある支援策を検討し、実施していきます。 ＊主な取り組み＊ ・企業への情報提供 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ	男女共同参画推進センター 経済課

〔こうとう若者・女性しごとセンター〕

施策９　家庭における男女共同参画の推進

男性が従来からの仕事中心の生き方を振り返り、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう、男性の育児・介護への参加を働きかけ、知識や技術の習得を支援します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	男性を対象とする情報提供、相談、学習の場の充実	男性が仕事中心の生き方を振り返り、家庭や地域での生活に眼を向けるきっかけをつくるため、学習・交流機会の充実を図り、悩みを他人に打ち明けない傾向がある男性向けの相談事業を検討します。 ＊主な取り組み＊ ・男性相談事業の検討（新規） ・男女共同参画学習事業	男女共同参画推進センター
2	男性の育児・介護休業の取得促進	男性の育児・介護休業の取得促進に向けて情報提供を行います。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙を通じた情報提供 ・インターネットでの情報提供	男女共同参画推進センター
3	男性に対する育児への参画促進	男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てに関われるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。 ＊主な取り組み＊ ・両親学級 ・家庭教育講演会 ・父親講座 ・児童館行事への父親の参加促進	各保健相談所 庶務課 子育て支援課 男女共同参画推進センター 放課後支援課
4	男性に対する介護への参画促進	男性が家族介護の担い手として活躍できるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。 ＊主な取り組み＊ ・高齢者家族介護教室	地域ケア推進課

施策 10　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるように、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例などを広報紙等に掲載するなど、情報提供・啓発を行います。

施　策

内　　容			関係する所管
1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	広報紙にワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業などを紹介する記事を掲載するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙への記事掲載 ・講座・セミナーの実施	男女共同参画推進センター

男女共同参画審議会の意見

「マタハラなどハラスメントへの相談支援を！」

国は、働く女性らが妊娠や出産を理由に不利益を被るマタニティー・ハラスメント（マタハラ）の防止策を企業に義務付け、就業規則での規制や、相談窓口の設置、社員研修の実施などを求める関連法の改正を予定しています。

区としても、区民向け相談窓口の設置などマタハラのみならずハラスメント全般に対応した相談支援策を講じるよう希望します。

課題５　仕事と育児・介護の両立支援

現状と課題

「意識実態調査」によると、女性の働き方として「女性は子どもができてもずっと職業を持ち続けるのがよい」と考える人が一層増えてきています。このため、こどもができても働き続ける就業継続型の支援がより一層求められています。

また、「女性が家庭や仕事をともに担う社会環境をつくるために重要なこと」については、全体では「保育園、学童保育などの育児環境を充実させること」が５割を超えており、仕事と家庭を両立するための支援が求められています。このように、在宅で育児や介護をしている人が社会資源を活用しながら地域の様々な活動に参加することを支援する必要性が高くなっています。（図表Ⅱ－８参照）

しかし、育児休業を取得したことがある男性は依然として少なく、2.7%にとどまっています。男女にかかわりなく育児や介護を担える環境を整えるために、子育てや介護の担い手を支援する施策を充実させることが重要です。（図表Ⅱ－７参照）

図表Ⅱ—6　育児休業・介護休業等の利用経験

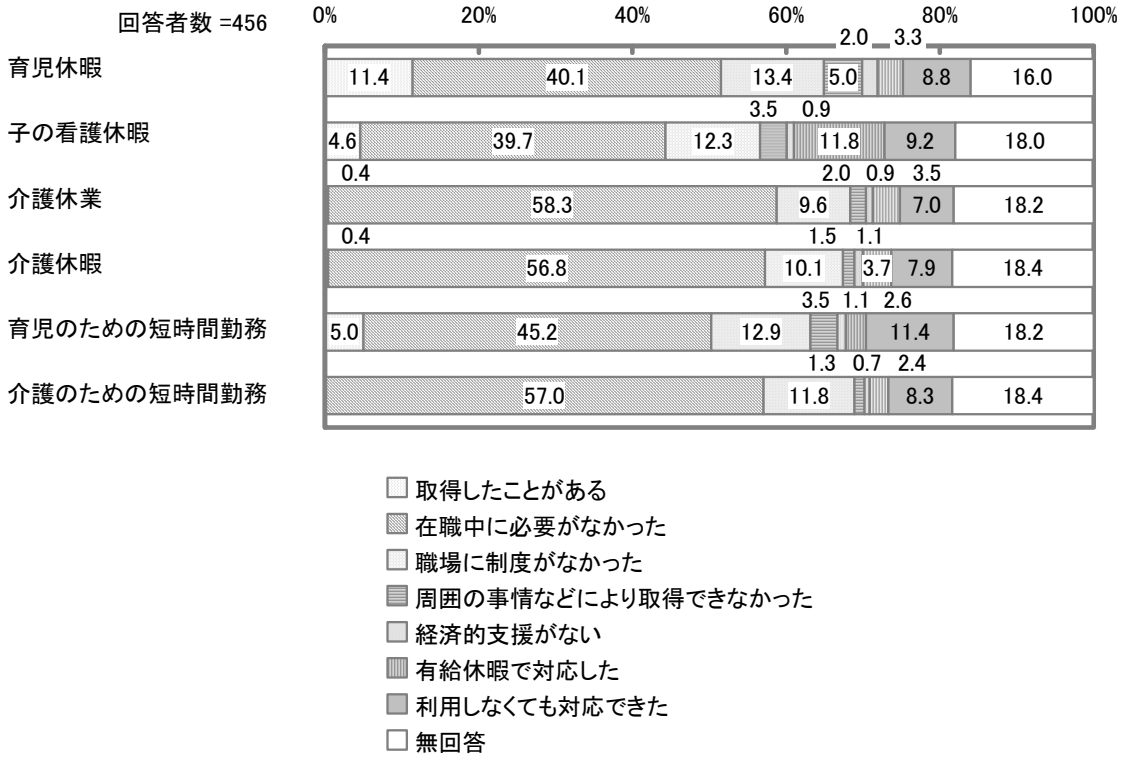

図表Ⅱ―7　育児休業・介護休業等の利用経験（男女別）

		取得したことがある	在職中に必要がなかった	職場に制度がなかった	周囲の事情などにより取得できなかった	経済的支援がない	有給休暇で対応した	利用しなくても対応できた	無回答	『取得したことがない』(＊)
育児休業	全体(456)	11.4	40.1	13.4	5.0	2.0	3.3	8.8	16.0	72.6
	男性(184)	2.7	29.3	21.7	7.6	3.8	7.1	15.8	12.0	85.3
	女性(243)	18.9	48.6	7.8	2.1	0.4	0.0	4.5	17.7	63.4
子の看護休暇	全体(456)	4.6	39.7	12.3	3.5	0.9	11.8	9.2	18.0	77.4
	男性(184)	1.6	31.5	15.2	4.9	1.6	13.6	17.4	14.1	84.3
	女性(243)	7.4	46.5	11.1	2.1	0.0	9.5	4.1	19.3	73.3
介護休業	全体(456)	0.4	58.3	9.6	2.0	0.9	3.5	7.0	18.2	81.4
	男性(184)	0.0	52.7	13.0	2.2	1.6	5.4	10.3	14.7	85.3
	女性(243)	0.8	63.0	7.4	1.2	0.0	2.5	5.3	19.8	79.4
介護休暇	全体(456)	0.4	56.8	10.1	1.5	1.1	3.7	7.9	18.4	81.2
	男性(184)	0.0	52.2	13.6	2.2	1.6	4.3	11.4	14.7	85.3
	女性(243)	0.8	61.3	7.4	0.8	0.4	3.7	5.8	19.8	79.4
育児のための短時間勤務	全体(456)	5.0	45.2	12.9	3.5	1.1	2.6	11.4	18.2	76.8
	男性(184)	0.5	38.6	16.3	4.3	1.6	4.9	19.0	14.7	84.8
	女性(243)	9.1	51.0	11.1	2.1	0.4	0.8	5.8	19.8	71.1
介護のための短時間勤務	全体(456)	0.0	57.0	11.8	1.3	0.7	2.4	8.3	18.4	81.6
	男性(184)	0.0	51.1	14.7	2.2	1.1	4.3	12.5	14.1	85.9
	女性(243)	0.0	62.6	10.3	0.0	0.0	0.8	5.8	20.6	79.4

＊『取得したことがない』は「取得したことがある」と「無回答」以外の合計

図表Ⅱ－8　　男女が家庭や仕事をともに担う社会環境づくりのために重要なこと

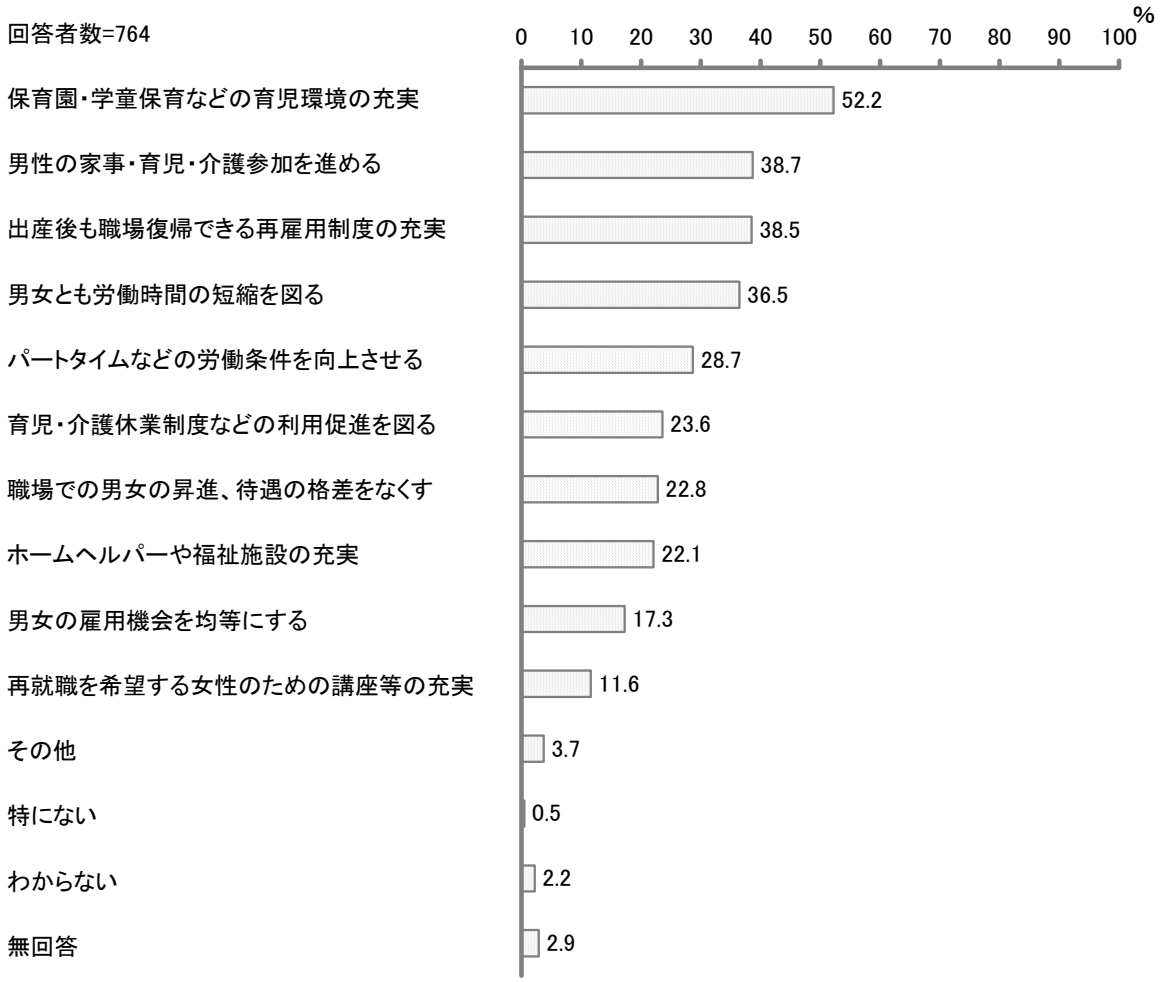

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
「育児休業」「介護休業」を取得できなかった人の割合（＊）	意識実態調査	20.4%（育児休業） 12.5%（介護休業） （平成 26 年度）	10%（育児休業） 10%（介護休業） （平成 32 年度）

＊「取得できなかった人」の割合は図表Ⅱ―7 の「職場に制度がなかった」～「経済的支援がない」までの３項目の合計

施策 11　子育て支援の充実

子育てによりキャリアを中断したくない人やひとり親家庭など子育てする人の多様なニーズに対応した子育て支援を進めます。

また、講座や懇談会、ホームページなどの情報提供等を通して、潜在する支援が必要な人を相談事業やさまざまな支援に結びつけることができる体制を整備します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	働きながら子育てする人の支援	子育てによってキャリアを中断したくない人のために、保育サービスの充実を図り、継続就労を支援します。 ＊主な取り組み＊ ・保育園の整備 ・病児・病後児保育事業 ・学童クラブの整備 ・緊急一時保育事業 ・非定型一時保育の実施 ・グループ保育事業 ・認可外保育施設保護者負担軽減事業 ・私立学童クラブ運営助成 ・私立保育所の運営助成 ・保育室・家庭福祉員への運営助成 ・認証保育所への運営助成 ・放課後子どもプラン ・ファミリーサポート事業	保育計画課 保育課 放課後支援課 子育て支援課
2	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、様々な取り組みを実施します。 ＊主な取り組み＊ ・母子及び父子相談 ・母子生活支援施設の活用 ・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金 ・自立支援教育訓練給付金	保護第一課・第二課

施　策

内　　容			関係する所管
3	子育て中のリフレッシュ支援	子育て中でも、様々な活動に積極的に参加できるよう、支援体制を整備します。また、家族等からの子育ての協力を得にくい人に相談・交流の場を提供するなど、子育て孤独感の解消に努めます。 ＊主な取り組み＊ ・リフレッシュひととき保育 ・子育てひろば事業 ・非定型一時保育の実施	子育て支援課 保育計画課 放課後支援課 保育課
4	子育てに関する相談・講座の実施	子ども家庭支援センターにおいて相談や各種講座を実施し、子育ての悩みや不安を軽減します。 ＊主な取り組み＊ ・子育てに関する相談事業 ・子育てに関する各種講座の実施	子育て支援課

〔南砂子ども家庭支援センター〕

施策 12　介護者支援の充実

家族介護者のワーク・ライフ・バランスを実現し、家族介護者に過度の負担がかからないような環境を整え、介護者の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

施　策

内　　容			関係する所管
1	家族介護者への支援の実施	家族の介護を行う人の負担を軽減し、家庭生活、仕事等を両立できる環境を整えます。 ＊主な取り組み＊ ・高齢者家族介護教室 ・生活支援型ショートステイ事業 ・有償家事援助介護サービス ・緊急一時保護の実施 ・介護保険に関する相談支援 ・ミドルステイ事業	長寿応援課 地域ケア推進課 社会福祉協議会 障害者支援課 介護保険課

目標Ⅲ　様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

課題６　地域における男女共同参画の推進

現状と課題

「意識実態調査」によると、町会や自治会の活動、趣味・子育てなどのサークル活動、保護者会やＰＴＡ活動などの地域活動に参加している人は、半数弱となっています。しかし、若年層では男女ともに地域活動に参加している人は少なく、また 40 歳代、50 歳代といった働き盛りの世代では、男性で地域活動に参加している人が少なくなっています。

また、地域活動に参加するために必要なこととしては、男性で「労働時間の短縮やボランティア休暇など、就労環境を整備すること」、「男性が地域団体の活動に関心や積極性を持つこと」が高くなっています。働き方の見直しとも併せて、多様な年代の女性・男性がもっと地域活動に参画できるよう、支援を行う必要があります。（図表Ⅲ－2 参照）

地域社会での男女の平等感は、平等であると感じている人が３割であるのに対し、男性優遇と感じている人が４割です。女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすことが必要です。（図表Ⅲ－1 参照）

まちづくりや防災の分野に関しては、どちらかといえば男性が中心となって担ってきた側面がありますが、災害は性別にかかわらず襲ってきます。東日本大震災以降、災害に対する区民の意識が高まる中、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考えていくことが重要です。

図表Ⅲ－1　男女の地位の平等感（地域社会）

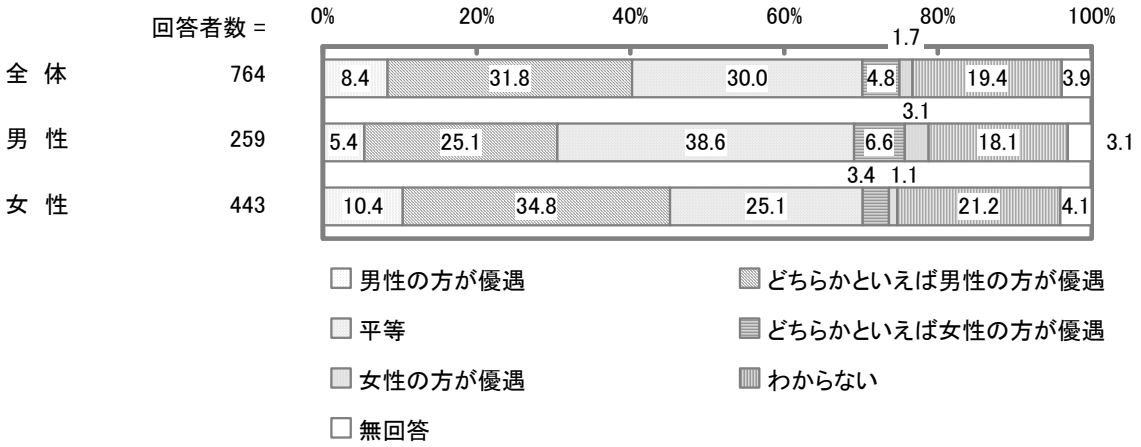

図表Ⅲ－2　男女とも地域活動に参加しやすくするため必要なこと

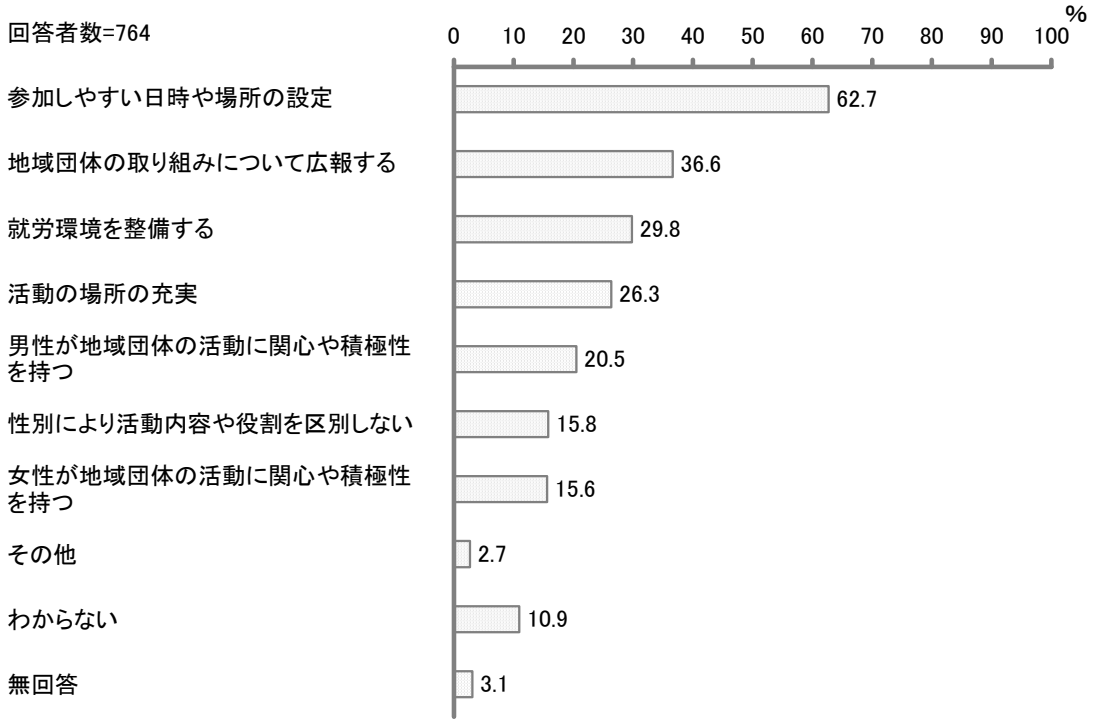

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
地域社会で、男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	意識実態調査	30.0% （平成 26 年度）	50% （平成 32 年度）

施策 13　地域活動における男女共同参画の推進

働き盛りの世代や定年を迎えた団塊の世代、家庭で育児に専念する方も含め、多様な年代の女性・男性が地域活動に参画することを支援します。

また、子育て世代の参加を支援する一時保育・派遣一時保育の実施や女性リーダーの育成を行います。

施　策

内　　容			関係する所管
1	地域活動参加のきっかけづくり	働き盛りの女性・男性や、定年を迎えた団塊の世代、家庭で育児に専念する方などが地域活動に参加するきっかけとして、情報提供や学習・交流の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画学習事業 ・パルカレッジ ・シニア世代地域活動あと押し事業 ・ボランティア情報誌「ボランティアだより」の配布 ・ボランティア入門講座 ・老人クラブ ・一時保育/派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター 長寿応援課 社会福祉協議会
2	地域活動を担う女性リーダーの育成	地域活動を担う女性のリーダーを育成します。 ＊主な取り組み＊ ・パルカレッジ ・パルカレッジステップアップ支援セミナー ・男女共同参画フォーラム	男女共同参画推進センター

施策 14　男女共同参画の視点を入れた人にやさしいまちづくりの推進

区民が主体となってまちづくりを進めるまちづくりワークショップ（※）などの場に女性の参画を進めます。

また、地域防災計画において、災害時の備えや避難所運営のあり方などに女性の視点を活かします。

他の地域計画づくりにおいても、男女共同参画の視点を活かすよう努めます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	まちづくりに男女共同参画の視点を活かすしくみづくり	まちづくりワークショップなど区民が主体となってまちづくりを進める場に女性が参画することを促進します。 ＊主な取り組み＊ ・避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進 ・ユニバーサルデザインまちづくりワークショップの開催	防災課 まちづくり推進課
2	男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を盛り込み、地域防災計画を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	防災課

※は用語解説（P148）参照

課題７　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

現状と課題

政策・方針を決定する過程においては、これまでは女性の参画は少なく、どちらかといえば男性中心の視点で政策・方針決定を進めてきたと言えます。

しかし、区民の半数は女性であり、さらに住みよい江東区を実現するためには、政策・方針決定過程においても男女共同参画を進める必要があります。

意識実態調査では、政策決定の場への女性の参画について、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」が 54.2%、「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が 22.6%で、あわせて 79.8%の人が女性の参画が進むことを希望していますが、区の審議会等における女性委員の参画率は 3 割強にとどまっており、目標の４割に対して開きがあります。（図表Ⅲ－3 参照）

そのため、区の審議会等における女性の参画をさらに進め、女性・男性の双方の視点に立って区政を考えていく必要があります。また、性別にかかわらず参加しやすい会議運営の方法を検討するなど、参画しやすい環境づくりを進めることも重要です。

図表Ⅲ－3　政策決定の場への女性の参画に対する考え方

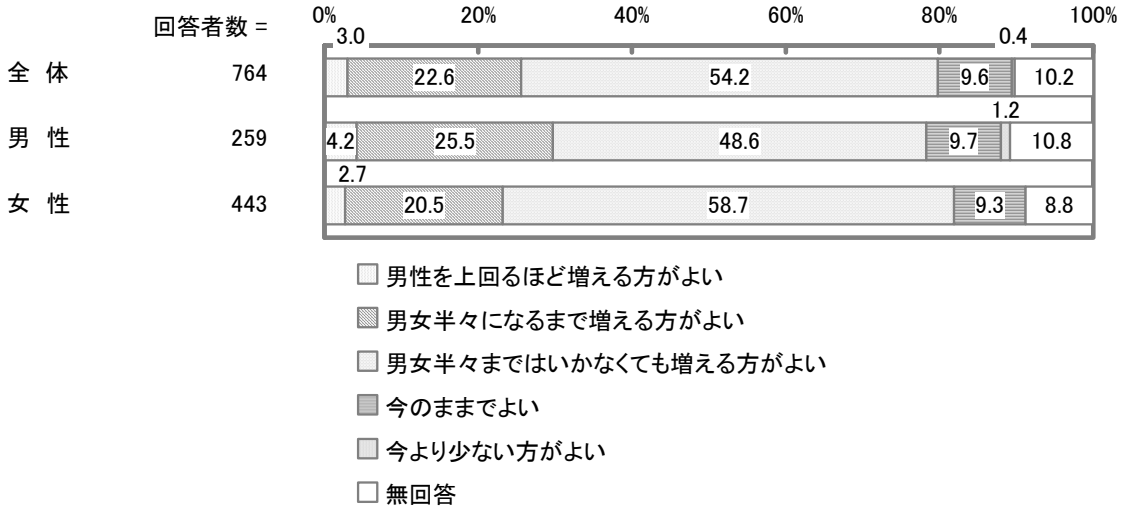

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
区の審議会等への女性の参画率	業務取得	33.3% （平成 26 年度）	40% （平成 32 年度）

施策 15　区の審議会等への女性の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の区の審議会等への参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を推進します。

特に、女性委員がいない審議会等に関しては、庁内各所管に働きかけ、積極的な女性の登用を推進します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	審議会等への女性の参画推進	区の審議会等における女性委員の参画状況を調査し、特に女性委員がいない審議会等に関しては、各所管に対し、『0から1』への働きかけを行います。 ＊主な取り組み＊ ・庁内各所管課への働きかけ ・審議会等における男女別の参画状況調査の実施	男女共同参画推進センター

男女共同参画審議会の意見

「女性委員のいない審議会等へ『０から１への働きかけ』を！」

平成 27 年３月末現在の審議会等への女性委員の参画率は 33.3%で、目標値とする 40%とは依然として大きな差があります。女性委員数ゼロの審議会も依然として存在しています。

第４次・第５次行動計画で掲げた「女性委員のいない審議会等に対する『０から１への働きかけ』」は、引き続き実施してください。女性の積極的な登用を図るため、公募人数枠の拡充など、審議会等を所管する部署への働きかけについて改選時期を捉えて行うことを期待します。

目標Ⅳ　人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します

課題８　ＤＶの防止と被害者の支援

配偶者暴力対策基本計画

現状と課題

この計画において、目標Ⅳ（課題８）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものとして策定しています。

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（以下、配偶者暴力（DV）と記します）による被害の相談件数が年々増加しています。配偶者暴力（ＤＶ）は、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、家庭内で起こることが多く、潜在化しがちであり、問題の解決を難しくしています。また、その家庭にこどもがいる場合、こどもへの精神的虐待が生じ、継続すれば、こどもの人格形成にも大きな影響を与えます。また、こどもの身体・生命をおびやかす虐待が行われているケースもあることから、DV 被害者及びそのこどもも含めた対応が必要となっています。

「意識実態調査」によれば、過去１年以内において被害経験が１度でもあったという回答が全体の１5.7%となっています。また、同調査で、暴力を受けた人のうち誰かに相談した人は３割弱であり、相談しなかったという人は６割を超えています。（図表Ⅳ－１参照）被害を受けても相談しなかった（できなかった）理由で最も多かったのは、「相談するほどのことではないと思った」となっています。（図表Ⅳ－２参照）

さらに、若年層では、交際相手からの暴力（デート DV（※））も問題となっています。これらのことから、江東区では引き続き、DV の未然防止や潜在的な被害者への対応、相談窓口の充実、自立への支援等を推進していく必要があります。そして、暴力を予防し暴力を容認しない社会風土を形成するとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組むことが必要です。

※は用語解説（P147）参照

図表Ⅳ－1　　暴力を受けたときの相談の有無

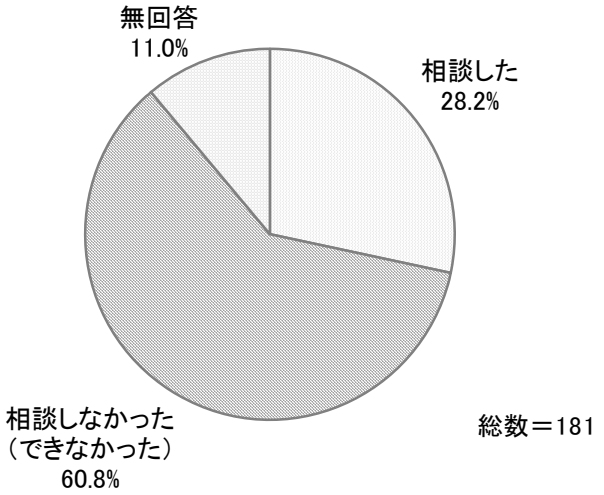

図表Ⅳ－2　相談しなかった・できなかった理由

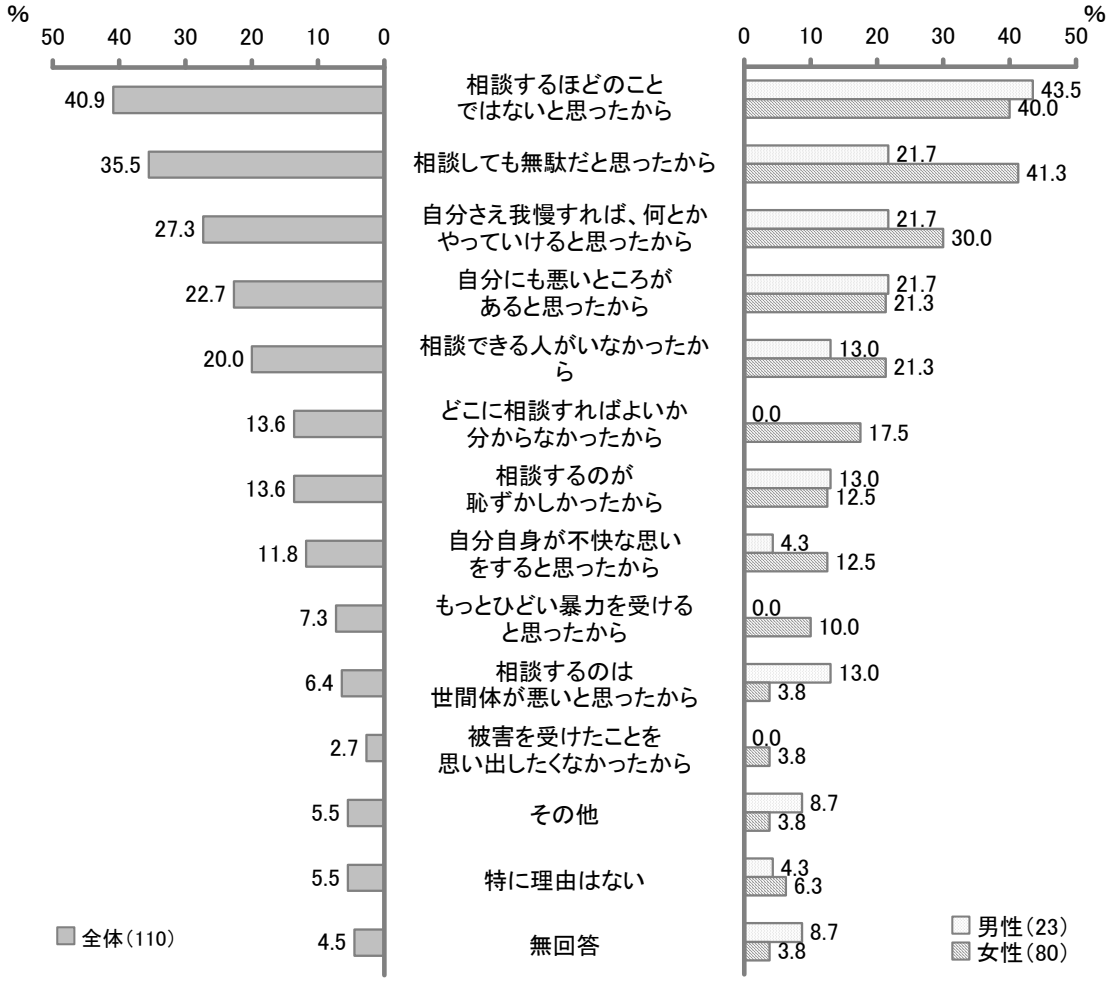

図表Ⅳ－3　　暴力防止や被害者の支援のために必要な対策

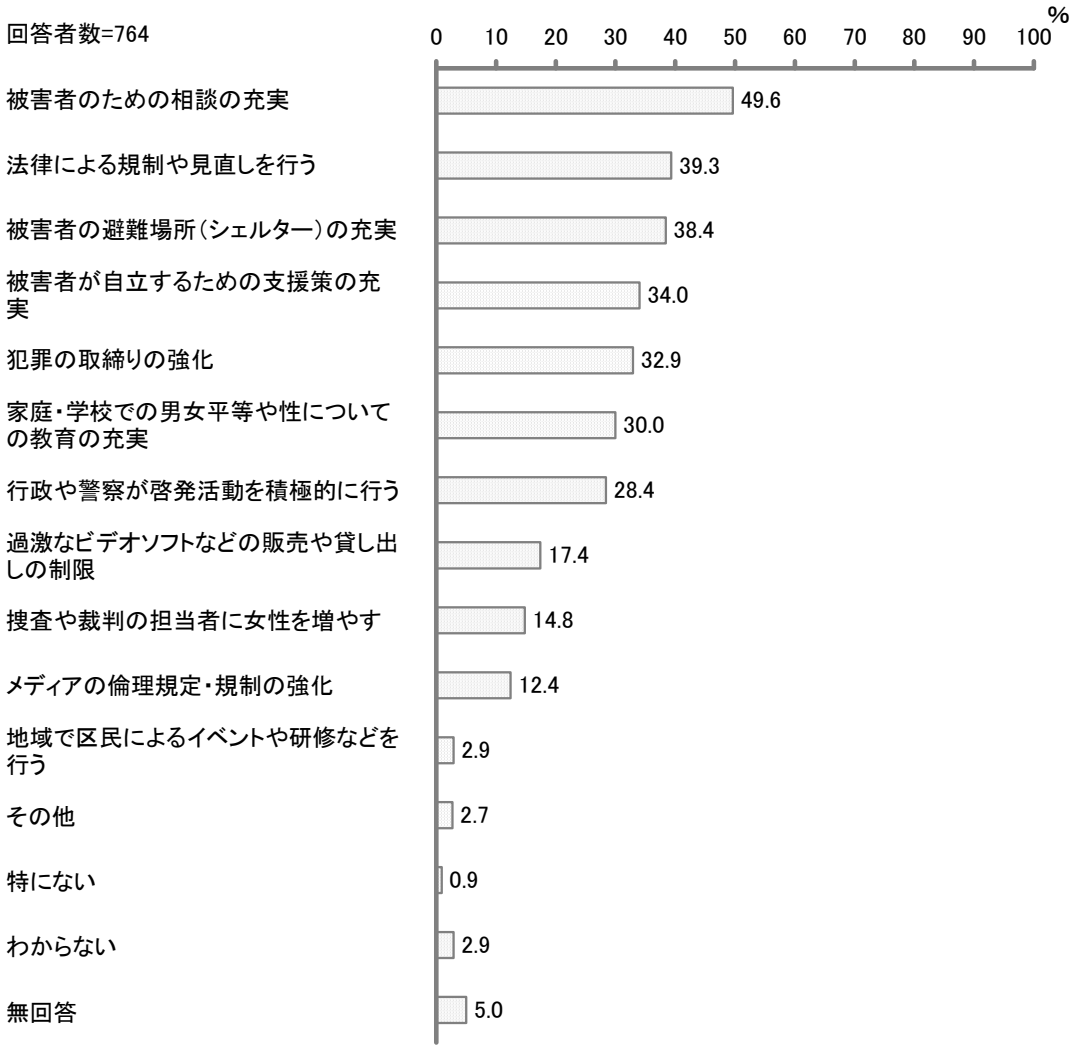

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
ＤＶ相談件数	業務取得	延べ 3,667 件 （平成 26 年度）	―
ＤＶ相談窓口を知っている区民の割合	長期計画 区民アンケート調査	41.2% （平成 26 年度）	70% （平成 32 年度）

施策 16　ＤＶの未然防止

配偶者暴力（DV）を予防し、暴力を容認しない社会風土を形成するために、配偶者暴力（DV）を理解するための情報提供や講座・講習会の実施など情報提供のさらなる充実を通して、配偶者暴力（DV）に関する啓発を行います。

また、交際相手からの暴力（デート DV）の問題も深刻になってきていることから、若い世代への予防教育にも引き続き取り組んでいきます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	区民に対する情報提供・啓発の推進	様々な機会や情報提供の手段を通じて、男女間の暴力被害が人権侵害であることを周知し、啓発活動を進めます。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙での情報提供 ・ホームページでの情報提供 ・講座・講演会の実施	男女共同参画推進センター
2	若い世代を対象とした予防教育の実施	デートDVを予防するため、学校・PTAと連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた意識啓発を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・パンフレットの配布などによる意識啓発 ・デートDV防止の出前講座の実施	男女共同参画推進センター 指導室

施策 17　相談窓口の充実と安全の確保

相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくため、配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。被害者やそのこどもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。

また、被害者及びそのこどもの安全を確保できるよう、必要な支援を適切に受けられる支援体制を整備します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	配偶者暴力相談支援センター機能の推進	相談から自立まで一貫した支援ができるように、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者支援をさらに推進します。 ＊主な取り組み＊ ・相談員の専門研修によるスキルアップ	男女共同参画推進センター
2	相談窓口の充実	被害者やそのこどもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。 ＊主な取り組み＊ ・女性のなやみと DV 相談 ・女性のための法律相談 ・男性相談事業の検討（新規） ・婦人・母子・父子・家庭相談 ・児童虐待相談 ・窓口対応マニュアルの整備 ・相談窓口に関する情報提供 ・高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談	男女共同参画推進センター 保護第一課・第二課 子育て支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 各保健相談所 人権推進課
3	被害者およびこどもの安全の確保	被害者の緊急一時保護や住民票等の閲覧・交付の制限、区の関係部署、警察等の関係機関との連携などにより、被害者やそのこどもの安全確保を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・緊急一時保護施設の活用 ・こども、高齢者、障害者の一時保護 ・住民票等の写しの閲覧・交付の制限 ・就学、転校時の適切な対応	保護第一課・第二課 子育て支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 区民課 学務課 指導室

図表Ⅳ－4　　江東区ＤＶ被害者支援連携図

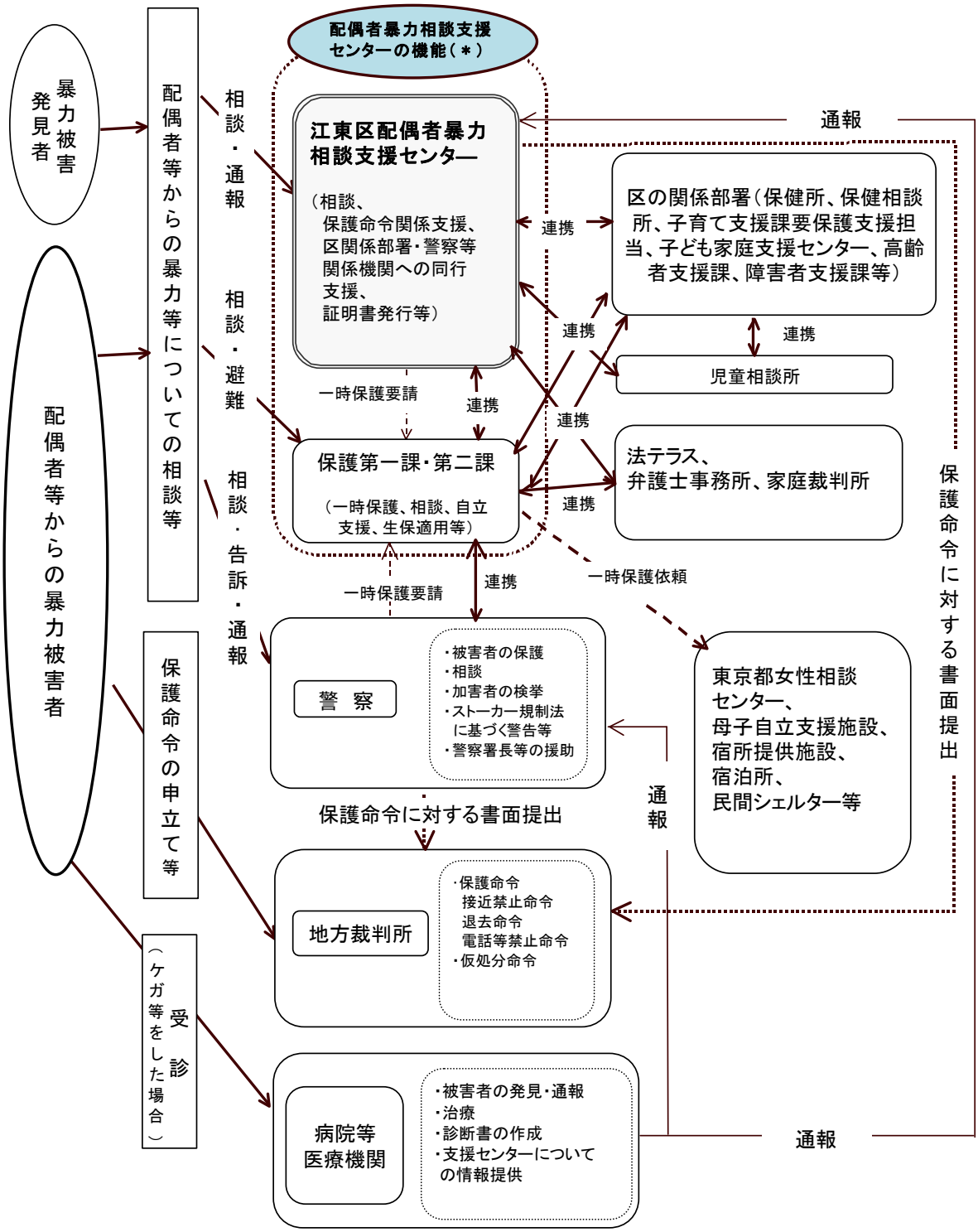

＊　江東区配偶者暴力相談支援センターと保護第一課・第二課を囲って「配偶者暴力相談支援センターの機能」としているのは、DV防止法で規定されている支援センターの機能を両者が担っていることによる。

施策 18　自立に向けた支援

被害者が新たな生活を始めるためには、経済的基盤の確立、就労の場の確保、住まいやこどもの養育などの生活基盤の確保などが必要になります。被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行えるよう、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

施　策

内　　容			関係する所管
1	生活支援の充実	被害者がいち早く新たな生活に移行できるように、きめ細やかな生活支援を実施していきます。 ＊主な取り組み＊ ・生活保護の実施 ・母子生活支援施設の活用 ・母子及び父子福祉資金の貸付 ・生活困窮者自立相談等支援事業	保護第一課・第二課
2	就労支援の充実	被害者が早期に自立生活を始められるように、各種給付金支給や就労に関する相談やセミナーなどの支援を行います。 ＊主な取り組み＊ ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金 ・こうとう若者・女性しごとセンターにおける就労支援の実施 ・ハローワークとの共催事業の実施 ・東京しごとセンターとの連携 ・就職・起業支援セミナー	保護第一課・第二課 経済課 男女共同参画推進センター

施策 19　人材の育成

被害者に対応する職員・相談員、窓口対応の職員等に対し、配偶者暴力（DV）に関する正しい理解と認識すべきことについて研修する機会を設けます。相談員の専門的能力を高め、被害者への支援力の向上を図るとともに、被害者支援についての職員の意識の向上を図っていきます。また、職員の不適切な対応による二次被害を防止します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	職員・相談員等の育成	職員・相談員、窓口対応の職員等の育成を図ることによって、被害者への対応を充実させるとともに、二次被害を防止します。 ＊主な取り組み＊ ・相談員の専門研修によるスキルアップ ・職員に対する一般研修の実施	男女共同参画推進センター

施策 20　関係機関との連携

DV 被害者の支援にあたっては、関係機関や民間の支援団体等も含め、幅広い連携、協力体制を整備する必要があります。

被害者の個々の状況に即して、実効性のある支援体制を整えるため、女性に対する暴力問題連絡会議を実施し、関係各課・関係機関との緊密な連携を図ります。

施　策

内　　容			関係する所管
1	女性に対する暴力問題連絡会議の実施	庁内各課の担当者との連絡会議を定期的に開催することにより、情報交換を図るとともに、関係各課、関係機関との連絡調整を行います。また、研修会、講演会、ケース会議も随時実施します。	男女共同参画推進センター
2	関連する支援機関等との連携	警察や東京都の配偶者暴力相談支援センターとの緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。	男女共同参画推進センター

課題９　性暴力、セクシュアル・ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

現状と課題

DV だけでなく、セクシュアル・ハラスメントやストーカー（※）行為、児童・高齢者・障害者への虐待も重大な人権問題となっています。

「意識実態調査」によると、過去１年以内においてセクシュアル・ハラスメントや男女差別に係る不愉快な経験がある人は 13.0%（「特にない」74.3%・「無回答」12.7%）と、平成21 年度調査から若干減少しているものの、なお１割以上の人が被害にあっています。（図表Ⅳ－5 参照）

また、セクシュアル・ハラスメントを受けても相談しなかった（できなかった）人が約６割となっています。

こどもの虐待については、全国的に見ても増加を続けており、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

そのため、引き続き、あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発のほか、一人ひとりのニーズに柔軟に合わせたセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見、救済と被害者支援を推進していく必要があります。

※は用語解説（P146）参照

図表Ⅳ－5　セクシュアル・ハラスメントを受けた経験

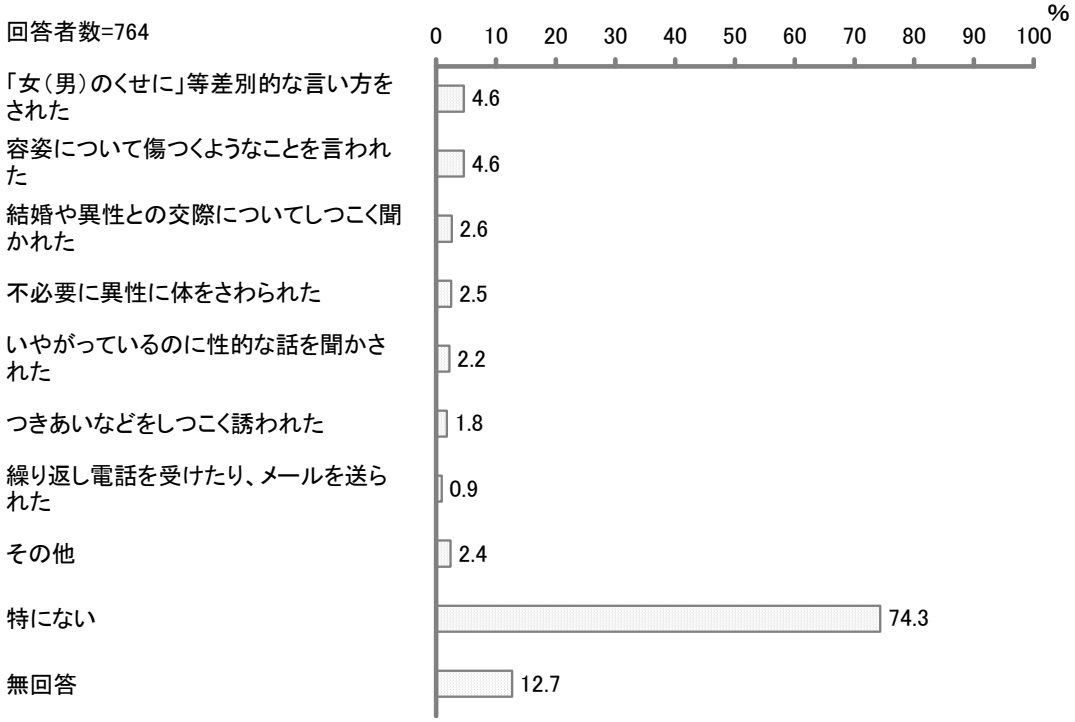

図表Ⅳ－6　相談の有無

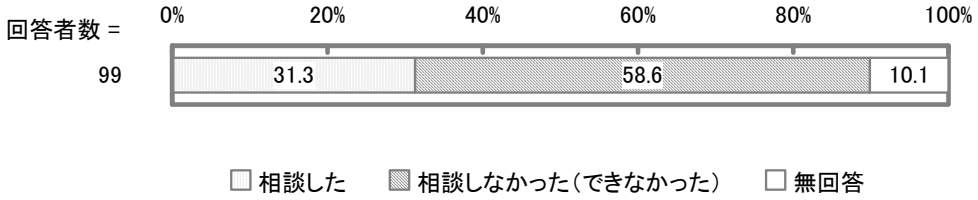

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
セクシュアル・ハラスメントをこの１年間に受けた経験のない人の割合	業務取得	74.3% （平成 26 年度）	90% （平成 32 年度）

施策 21　性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

異性・同性を問わず起こりうる、性暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力を防止するために、様々な情報媒体を利用した情報提供や講座・講演会等による啓発に取り組みます。

また、性暴力被害者に対する相談窓口の開設を検討します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	様々な情報媒体や機会を活用して、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する講座の実施、相談機関の情報提供など啓発活動の充実に努めます。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙での情報提供 ・ホームページでの情報提供 ・講座・講演会の実施	人権推進課 男女共同参画推進センター
2	性暴力被害者への相談窓口の開設 （新規）	性暴力被害者に対する相談窓口の開設を検討します。 ＊主な取り組み＊ ・相談事業の実施の検討（新規）	男女共同参画推進センター

施策 22　虐待の早期発見、救済と被害者支援

児童・高齢者・障害者への虐待の対応に向けた取り組みを進めるうえでは、虐待の未然防止や被害者の早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な支援が重要となってきます。

様々な媒体を活用した情報提供、相談窓口の充実、関連機関との連携強化を図り、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見、救済と被害者支援に努めます。

施　策

内　容			関係する所管
1	児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発	様々な情報媒体や機会を活用するとともに、キャンペーン活動などを通して、啓発活動の充実に努めます。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙での情報提供 ・ホームページでの情報提供 ・講座・講演会の実施 ・キャンペーン活動の実施	男女共同参画推進センター 子育て支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 人権推進課
2	児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実	児童・高齢者・障害者への虐待についての相談窓口を充実し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援を行います。 ＊主な取り組み＊ ・子ども家庭支援センター ・長寿サポートセンター（地域包括支援センター（※）） ・障害者虐待防止センター	子育て支援課 地域ケア推進課 障害者支援課
3	職員・相談員等の育成	相談業務のさらなるレベルアップを目指し、職員・相談員等に対して専門研修の実施、充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・職員、相談員に対する研修の実施	子育て支援課
4	関係機関との連携	区内の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見・救済、支援ができる体制の確立を目指します。 ＊主な取り組み＊ ・要保護児童対策地域協議会（※）の実施 ・健診・相談等の事業における予防・早期発見	子育て支援課 各保健相談所

※は用語解説（P147）参照

目標Ⅴ　行動計画を積極的に推進します

課題 10 推進体制の充実

現状と課題

「意識実態調査」では、江東区の男女共同参画推進に関する施策について、「女性のなやみとＤＶ相談」、「女性のための法律相談」以外は半数以上が「言葉を聞いたことがない」と回答しており、男女共同参画推進のための施策は、区民に浸透していない状況です。（図表Ⅴ－1参照）

また、男女共同参画推進センターを利用したことがある人は 9.2%であり、「知っているが、利用したことがない」人を合わせても、知っている人は約３割にとどまっています。（図表Ⅴ－2 参照）

この行動計画の趣旨と目標達成に向けた施策内容を広く区民にお知らせし、施策推進の拠点である男女共同参画推進センター事業の充実を図る必要があります。また、区はモデル事業所として、管理・監督職における女性の比率の向上、男性職員の育児・介護休業の取得促進などを積極的に進める必要があります。

図表Ⅴ－1　男女共同参画推進に関する区の施策の認知度

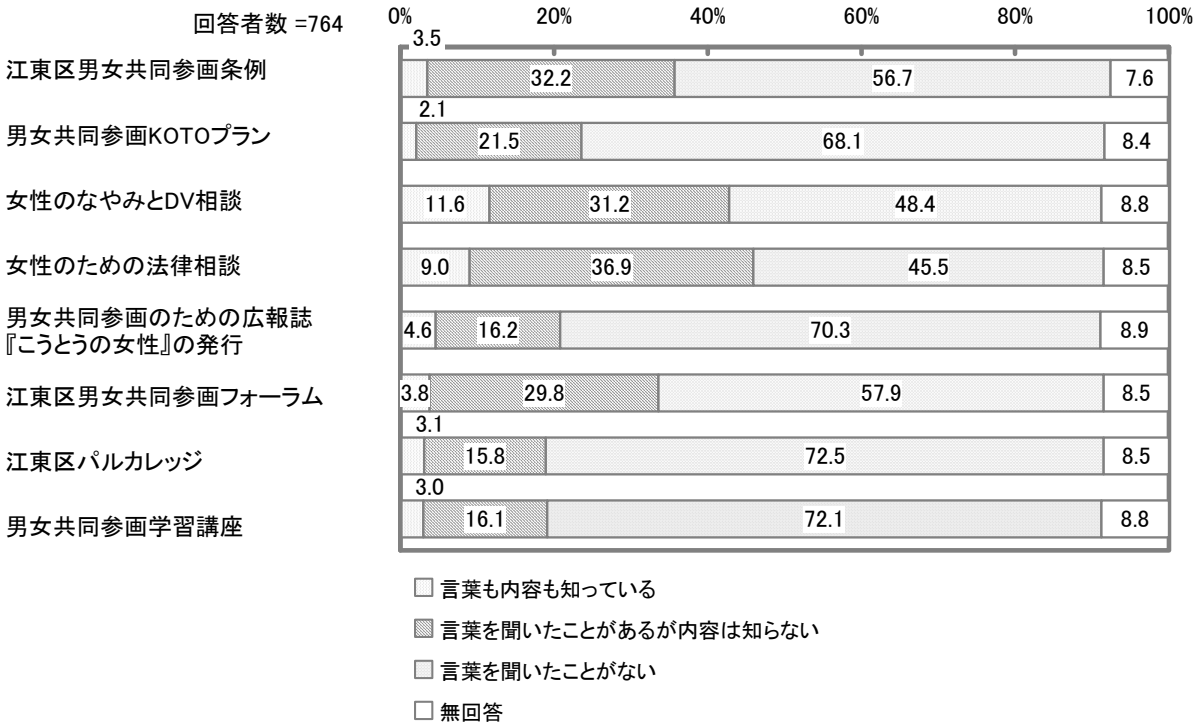

図表Ⅴ—2　　男女共同参画推進センターの認知と利用

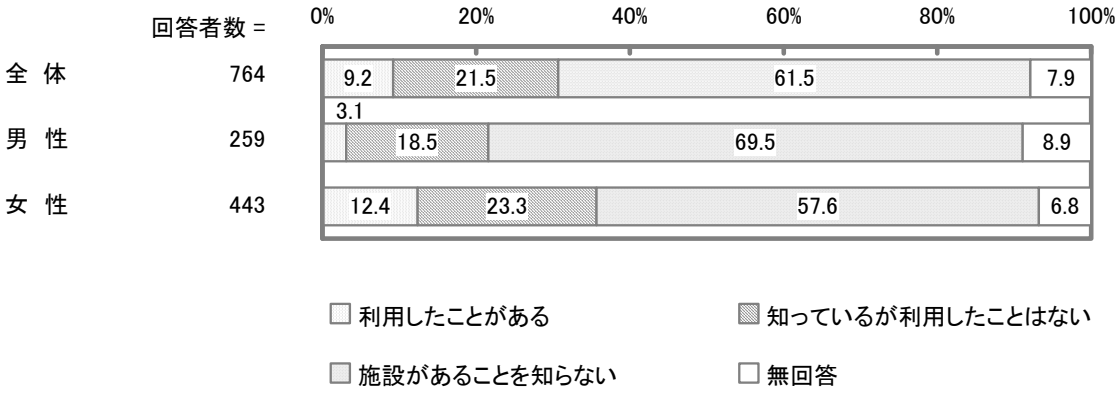

評価指標	根拠となるデータ	現　状　値	目　標　値
男女共同参画推進センターの認知度（＊）	意識実態調査	30.7% （平成 26 年度）	50% （平成 32 年度）

＊男女共同参画推進センターを「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」と回答した人の合計

施策 23　男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設として、男女共同参画推進センターの充実を図ります。

男女共同参画推進センターでは、意識啓発及び学習の場の提供、男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体の育成、女性の悩みを解決するための相談の充実を図るとともに、区民との協働・交流の場の充実を図ります。

施　策

内　　容			関係する所管
1	男女共同参画学習の充実	区民に対する意識啓発及び学習の場を提供します。就学前のこどもがいる人も気軽に参加できるよう、一時保育の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画学習事業 ・一時保育/派遣一時保育の実施 ・保育ボランティアの育成	男女共同参画推進センター
2	男女共同参画を推進する人材・団体の育成・活用	男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体を育成、活用します。 ＊主な取り組み＊ ・パルカレッジ ・パルカレッジステップアップ支援セミナー	男女共同参画推進センター
3	男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画の推進に役立つ情報を収集、発信します。 ＊主な取り組み＊ ・広報紙の発行 ・メールマガジンの発行（新規） ・ホームページによる情報提供・啓発 ・図書・資料の収集・提供	男女共同参画推進センター

施　策

内　　容			関係する所管
4	相談事業の実施	女性の悩みを解決するための相談事業の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・女性のなやみとDV相談 ・女性のための法律相談	男女共同参画推進センター
5	区民との協働・交流の充実	区民との協働・交流の場の充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画フォーラム ・パルシティまつり	男女共同参画推進センター

〔２０１５男女共同参画フォーラムより〕

施策 24　庁内における男女共同参画の推進

区が率先して男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。

男女共同参画に対する職員の意識向上や管理・監督職における女性の参画を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	男女共同参画に対する職員の意識の向上	職員を対象に、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・職員研修の充実 ・職員報による意識啓発 ・職員意識の把握 ・メールマガジンの発行（新規）	職員課 広報広聴課 男女共同参画推進センター
2	庁内の管理・監督職における男女共同参画の推進	女性の管理・監督職を増やし、庁内の意思決定過程における男女共同参画を進めます。 ＊主な取り組み＊ ・管理職・係長試験対策講座の充実 ・女性職員の昇進・昇格試験の受験奨励 ・メンター制度（※）の検討	職員課
3	男女がともに働きやすい職場づくりの推進	女性・男性がともに働きやすい職場づくりに向けたしくみの充実を図ります。 ＊主な取り組み＊ ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」の周知・徹底 ・育児・介護休業制度取得の促進 ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント（※）の相談の実施 ・子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画の推進	職員課

※は用語解説（P147）参照

施策 25　庁内推進体制の充実

関係部署との連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握しながら、男女共同参画の施策を着実に実行していきます。

施　策

内　　容			関係する所管
1	関係部署との連携	関係部署と連携し、関連する施策や事業などの資源を活用して、男女共同参画を推進します。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画条例等の周知 ・男女共同参画推進行政会議の運営	男女共同参画推進センター
2	男女共同参画行動計画の進捗状況の把握	施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を把握しながら、男女共同参画行動計画における目標の達成を目指します。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施 ・区民アンケートの実施 ・区政世論調査の実施 ・男女共同参画に関する意識実態調査の実施	男女共同参画推進センター 企画課 広報広聴課

施策 26　区民参画体制の充実

学識経験者、団体、公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、区民との協働により男女共同参画を推進します。

施　策

内　　容			関係する所管
1	区民との協働による男女共同参画の推進	学識経験者、団体、公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、計画の進捗状況等について協議するとともに、必要な建議を行います。 ＊主な取り組み＊ ・男女共同参画審議会の運営	男女共同参画推進センター
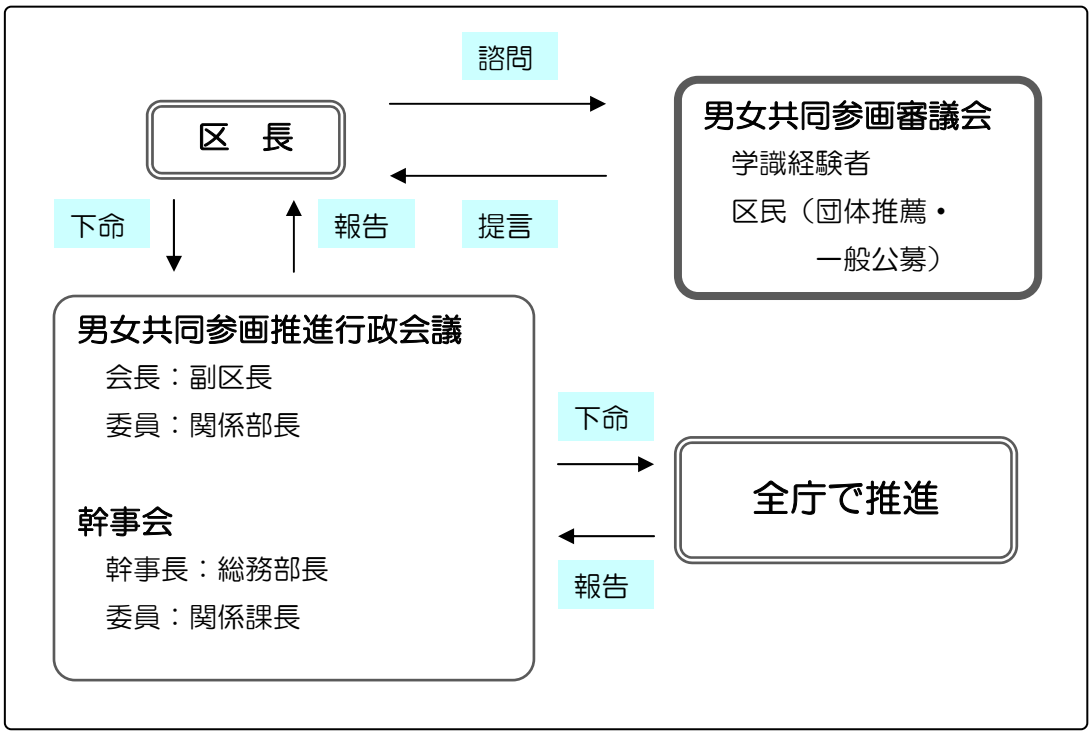
＜男女共同参画推進体制の流れ＞